

南部箕蚊屋広域連合告示第1号

平成31年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年1月28日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 平成31年2月14日(木) 午前10時

2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場

○開会日に応招した議員

杉 本 大 介

山 路 有

井 藤 稔

景 山 浩

幸 本 元

乾 裕

細 田 栄

真 壁 容 子

細 田 元 教

秦 伊知郎

○応招しなかった議員

な し

平成31年 第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会会議録（第1日）

平成31年2月14日（木曜日）

議事日程

平成31年2月14日 午前10時開会

- 日程第1 辞職の報告
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議事日程の宣告
- 日程第6 総務民生常任委員会委員の選任
- 日程第7 議会運営委員会委員の選任
- 日程第8 議会運営委員会委員長互選結果の報告
- 日程第9 施政方針の説明
- 日程第10 議案第1号 南部箕蚊屋広域連合長期継続契約の締結に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第2号 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第3号 南部箕蚊屋広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について
- 日程第13 議案第4号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第5号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第6号 平成31年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算＜委員会付託＞
- 日程第16 議案第7号 平成31年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算＜委員会付託＞
- 日程第17 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第18 閉会中の継続調査の申し出について＜議会運営委員会＞

本日の会議に付した事件

- 日程第1 辞職の報告

- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議事日程の宣告
- 日程第6 総務民生常任委員会委員の選任
- 日程第7 議会運営委員会委員の選任
- 日程第8 議会運営委員会委員長互選結果の報告
- 日程第9 施政方針の説明
- 日程第10 議案第1号 南部箕蚊屋広域連合長期継続契約の締結に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第2号 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第3号 南部箕蚊屋広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について
- 日程第13 議案第4号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第5号 平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第6号 平成31年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算＜委員会付託＞
- 日程第16 議案第7号 平成31年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算＜委員会付託＞
- 日程第17 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第18 閉会中の継続調査の申し出について＜議会運営委員会＞

出席議員（10名）

1番 杉本 大介	2番 山路 有
3番 井藤 稔	4番 景山 浩
5番 幸本 元	6番 乾 裕
7番 細田 栄	8番 真壁 容子
9番 細田 元教	10番 秦 伊知郎

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため出席した者の職氏名

書記長 唯 清 視 書記 三 宅 祐 志
書記 赤 井 遥 香

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 陶 山 清 孝 副広域連合長 森 安 保
副広域連合長 石 操 事務局長 住 田 浩 平
事務局次長 湯 浅 香緒利 主事 奥 田 悠 斗
監査委員 仲 田 和 男

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 会の始まります前に、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに南部箕蚊屋広域連合議会 2 月定例会を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多忙の中出席いただき、お礼を申し上げます。

さて、南部箕蚊屋広域連合において、地域住民の信頼と安心を結びつけるためには、連合議会としても介護保険のさらなる充実及び発展を進めていかなければなりません。

本定例会に提出されております議案につきましては、平成 3 1 年度一般会計予算、特別会計予算等、いずれも重要な議案であります。

議員各位におかれましては、真摯な議論により適正な議決に達することを切望し、議会の開会の挨拶といたします。どうかよろしく願いいたします。

午前 1 0 時 0 0 分開会

○議長（秦 伊知郎君） それでは、会を開きます。

ただいまの出席議員は 1 0 人です。

地方自治法第 1 1 3 条の規定による定足数に達しておりますので、平成 3 1 年第 1 回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 辞職の報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、辞職の報告を行います。

篠原天議員から、平成30年12月12日付で辞職願が出ております。地方自治法第292条において準用する同法第126条ただし書きの規定により、議長において、同日付でこれを許可しました。よって、南部箕蚊屋広域連合議会会議規則第99条第2項において準用する同法第98条第3項の規定により、これを報告いたします。

日程第2 議席の指定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議席の指定を行います。

伯耆町から南部箕蚊屋広域連合議会に選出されておりました篠原天議員の辞職に伴い、平成30年12月13日付で、幸本元議員が伯耆町から選出されました。議席番号につきましては、南部箕蚊屋広域連合議会会議規則第4条第2項の規定により、議長において、5番といたします。よろしく願いいたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

9番、細田元教君、1番、杉本大介君。

日程第4 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第5 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第6 総務民生常任委員会委員の選任

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、総務民生常任委員会委員の選任を議題といたします。

総務民生常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長において指名をいたします。

総務民生常任委員に幸本元君を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、総務民生常任委員に選任することに決定いたしました。

日程第7 議会運営委員会委員の選任

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により、議長において指名をいたします。

議会運営委員会委員に幸本元君の指名をいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。それでは、議会運営委員会の委員長互選のため、委員会をお開きいただきたいと思います。暫時休憩をいたします。

午前10時15分休憩

午前10時15分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第8 議会運営委員会委員長互選結果の報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議会運営委員会委員長互選の結果の報告を行います。

議会運営委員会委員長に細田栄君を指名いたします。

以上で報告を終わります。

日程第9 施政方針の説明

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、施政方針の説明を行います。

連合長より施政方針の説明を求めます。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、施政方針の説明をさせていただきます。

これより平成31年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会に提案いたします平成31年度一般会計予算、介護保険事業特別会計予算並びに本年度の事業概要を説明し、介護保険事業の情勢と当面する諸課題につきまして所信を申し述べ、本議会定例会を通じて、議員各位を初め、広域連合区域内の住民の皆様の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

南部箕蚊屋広域連合は、平成11年7月の設立から本年で20周年の節目を迎えることになりました。これもひとえに議員各位の御支援と御協力のたまものであり、改めて感謝を申し上げます。

現在では、介護保険に対する住民の皆様への理解も深まり、広域連合設立の目的である保険財政の安定化と柔軟かつ効率的な事業推進が図られているものと認識しております。

さて、政府は、少子高齢化を克服し、全世代型社会保障制度を築き上げるために、消費税率の引き上げによる安定的な財源が必要であることから、本年10月から消費税を10%に引き上げることとしております。

この財源の一部を活用し、介護分野ではリーダー級の介護職員の処遇改善が図られるほか、低所得者の高齢者の介護保険料についての軽減強化が図られることとなりますが、本広域連合においても、平成31年度当初予算においてこれらの費用を見込んでるところでございます。

本広域連合における介護保険の運営状況ですが、平成30年12月末時点での第1号被保険者は8,910人と前年同月と比較して69人の増、高齢化率は35.1%となっております。また、認定者数は、要支援者が357人と6人の増、要介護者が1,293人と44人の減となっております。介護給付費は18億6,508万円、対前年度比較では1.8%の増加となっており、計画値の伸び率3.3%と比較すると若干伸び率が落ちついた状況となっております。

平成31年度は第7期介護保険事業計画の中間年度となりますが、現状と課題を踏まえ、引き続き介護保険事業の安定的な制度運営を図ってまいります。また、認知症の方、その家族の方が安心して暮らしていただけるための取り組みとして、認知症初期集中支援チームを初めとする相談体制や支援体制の充実に努めてまいります。

次に、予算の概要について説明いたします。

平成31年度一般会計の予算規模は5億2,100万円で、前年度に比べて2,600万円、5.3%の増額を見込みました。また、介護保険事業特別会計の予算規模は29億8,100万円で、前年度に比べて5,000万円、1.7%の増額を見込みました。両会計とも、消費税率の引き上げに伴う低所得者の保険料軽減に係る費用を計上しております。

介護給付費は、第7期計画に基づき給付費の伸びを見込んだ費用額を計上しております。

地域支援事業費は、保険者機能強化推進交付金を活用し、町村が実施する一般介護予防事業を充実することとしております。

本定例会には、このほかに平成30年度の一般会計補正予算、介護保険事業特別会計の補正予算のほか、介護保険条例の一部改正等の議案を提案しておりますので、全議案とも御賛同を賜り、御承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。御挨拶とします。よろしくお願いいたします。

日程第10 議案第1号 から 日程第16 議案第7号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。この際、日程第10、議案第1号、南部箕蚊屋広域連合長期継続契約の締結に関する条例の制定についてから日程第16、議案第7号、平成31年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算までを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第1号から日程第16、議案第7号までを一括して説明を受けます。

連合長からの提案理由の説明を求めます。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

それでは、議案第1号から議案第7号まで、続けて私が提案をし、そして、詳細にわたりましたは事務局のほうから後ほど説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

議案第1号、南部箕蚊屋広域連合長期継続契約の締結についての条例の制定について。別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合長期継続契約の締結に関する条例の制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細については、先ほど申し上げましたように、後ほど説明をさせます。

続きまして、議案第2号でございます。議案第2号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部

改正について。別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第3号でございます。議案第3号、南部箕蚊屋広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について。別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第4号でございます。議案第4号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）。平成30年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ8万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,066万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

続きまして、議案第5号でございます。議案第5号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成30年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ52万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,547万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

議案第6号でございます。議案第6号、平成31年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算。平成31年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2,100万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は600万円と定める。

続きまして、議案第7号でございます。議案第7号、平成31年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算。平成31年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億8,

100万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借り入れの最高額は3億円と定める。歳入歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。そういたしますと、私のほうから、それぞれの詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第1号、南部箕蚊屋広域連合長期継続契約の締結に関する条例の制定についてでございます。

本案につきましては、地方自治法施行令第167条の17の規定により、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定を行うものでございます。長期契約の締結ができる契約につきましては第2条に定めておりますが、コンピューター関連機器等の借り入れに関する契約、車両の借り入れに関する契約などでございます。また、契約期間は10年を超えない範囲で広域連合長が定める期間としております。施行期日は公布の日としております。

続きまして、議案第2号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴う低所得者の第1号保険料軽減強化に伴い、平成31年度から平成32年度までの期間における保険料率について減額賦課額を定めるものでございます。概要といたしましては、第1段階から第3段階までの保険料率について、減額賦課額の金額変更及び追加を行うものでございます。施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日としております。

続きまして、議案第3号、南部箕蚊屋広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について御説明いたします。

本案は、平成31年4月1日から鳥取県町村総合事務組合に加入し、地方公務員災害補償法に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理を実施することから条例を廃止するものでございます。施行期日は平成31年4月1日としております。

続きまして、議案第4号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）について、補正内容の主なものを御説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

2款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。68万8,000円を増額し、68万9,000円とするものです。これは制度改正に伴う介護保険システム改修補助金の増額でございます。

6款諸収入、2項収益事業収入でございます。51万6,000円を減額し、768万7,000円とするものです。これは介護予防サービス計画作成収入の減によるものでございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費でございます。222万2,000円を増額し、7,176万1,000円とするものです。主なものは町村派遣職員給与等負担金の増額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費でございます。198万2,000円を減額し、4億3,737万5,000円とするものです。主なものは特別会計への介護給付費繰出金の減額でございます。

続きまして、4ページ、繰越明許費でございます。介護保険システム改修事業46万5,000円につきまして、年度内に支出を完了することができない見込みであるため、繰越明許費の設定をするものでございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第5号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、補正内容の主なものを御説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料でございます。64万円を増額し、6億3,379万3,000円とするものです。これは収入見込みに伴う保険料の増額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。238万円を減額し、4億9,823万7,000円とするものです。これは交付見込みに伴う減額でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。187万1,000円を減額し、1億9,803万9,000円とするものです。調整交付金等については交付見込みに伴い減額をしておりますが、保険者機能強化推進交付金について交付額が決定したことから予算計上をしておるものでございます。

4款支払い基金交付金、1項支払い基金交付金でございます。207万7,000円を減額し、7億7,859万6,000円とするものです。これも交付見込みに伴う減額でございます。

5款県支出金、2項県補助金でございます。65万円を減額し、1,036万円とするものです。

これも交付見込みに伴う減額でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金でございます。1 7 5 万 9, 0 0 0 円を減額し、3 億 8, 5 6 0 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。主なものは介護給付費繰入金の減額でございます。

7 款諸収入、2 項雑入でございます。7 6 9 万 1, 0 0 0 円を増額し、7 6 9 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。これは、交通事故による第三者納付金及び介護報酬の過誤請求に係る返納金の増額でございます。

続きまして、3 ページ、歳出でございます。

2 款保険給付費でございます。総額の増減は行っておりませんが、実績見込みに伴い、項目間での予算調整を行っております。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費でございます。5 4 6 万 9, 0 0 0 円を増額し、4, 6 8 2 万円とするものです。これは実績見込みに伴う増額でございます。

3 款地域支援事業費、2 項一般介護予防事業費でございます。1 1 6 万 5, 0 0 0 円を減額し、1, 4 8 0 万 7, 0 0 0 円とするものです。これは介護予防・生活支援サービス事業費の増額に伴い、総合事業全体で調整を行うために減額をしております。

3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費でございます。3 1 1 万 6, 0 0 0 円を減額し、1, 6 4 8 万 4, 0 0 0 円とするものです。主なものは認知症初期集中支援事業費の減額でございます。

4 款基金積立金、1 項基金積立金でございます。1 6 0 万 5, 0 0 0 円を減額し、9 0 6 万 2, 0 0 0 円とするものです。これは、調整交付金の減額に伴い保険料財源を充てる必要があることから基金への積立額を減額するものでございます。

続きまして、議案第 6 号、平成 3 1 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算について御説明をいたします。

予算書の 4 ページをお開きください。歳入から御説明をいたします。

1 款分担金及び負担金でございます。本年度予算額 5 億 6 7 万 8, 0 0 0 円、前年度と比較して 1, 7 2 3 万 3, 0 0 0 円の増でございます。特別会計への繰出金の増加に伴い町村負担金を増額しております。

2 款国庫支出金、本年度予算額 7 3 2 万 3, 0 0 0 円、前年度と比較して 5 7 8 万 2, 0 0 0 円の増でございます。消費税率の引き上げに伴う低所得者の第 1 号保険料の軽減強化によりまして負担金を増額しております。

3 款県支出金、本年度予算額 4 6 8 万 8, 0 0 0 円、前年度と比較して 2 8 9 万 6, 0 0 0 円の増

でございます。こちらも国庫支出金と同様に保険料軽減に係る負担金を増額しております。

4 款繰入金、本年度予算額 1,000 円、前年度と同額でございます。

5 款繰越金、本年度予算額 1,000 円、前年度と同額でございます。

6 款諸収入、本年度予算額 830 万 9,000 円、前年度と比較して 8 万 9,000 円の減でございます。

続きまして、5 ページで、歳出でございます。

1 款議会費、本年度予算額 119 万 2,000 円、前年度と比較して 48 万 9,000 円の増でございます。行政視察研修の経費を見込んでおります。

2 款総務費、本年度予算額 5,983 万 9,000 円、前年度と比較して 572 万 4,000 円の増でございます。電算システムの整備費を見込んだほか、町村派遣職員給与等負担金を増額しております。

3 款民生費、本年度予算額 4 億 5,910 万 5,000 円、前年度と比較して 1,981 万 4,000 円の増でございます。主なものは低所得者保険料軽減繰出金、介護給付費繰出金の増でございます。

4 款予備費、本年度予算額 86 万 4,000 円、前年度と比較して 2 万 7,000 円の減でございます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、議案第 7 号、平成 31 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の 5 ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

1 款保険料、本年度予算額 6 億 2,513 万 7,000 円、前年度と比較して 801 万 6,000 円の減でございます。第 7 期介護保険事業計画に基づいた収入を見込んでおりますが、低所得者の第 1 号保険料の軽減強化によりまして軽減分を減額しております。

2 款使用料及び手数料、本年度予算額 3 万 5,000 円、前年度と同額でございます。

3 款国庫支出金、本年度予算額 7 億 800 万 5,000 円、前年度と比較して 747 万 8,000 円の増でございます。

4 款支払い基金交付金、本年度予算額 7 億 9,274 万 4,000 円、前年度と比較して 1,308 万 4,000 円の増でございます。

5 款県支出金、本年度予算額 4 億 3,682 万 7,000 円、前年度と比較して 644 万 8,000 円の増でございます。これらは介護給付費の増加によるものでございます。

6 款繰入金、本年度予算額 4 億 1,820 万 3,000 円、前年度と比較して 3,083 万 7,000 円の増でございます。主なものは低所得者保険料軽減繰入金、介護給付費準備基金繰入金の増でございます。

7 款諸収入、本年度予算額 4,000 円、前年度と同額でございます。

8 款繰越金、本年度予算額 4,000 円、前年度と比較して 1,000 円の減でございます。

9 款財産収入、本年度予算額 4 万 1,000 円、前年度と比較して 3 万円の減でございます。

続きまして、6 ページ、歳出でございます。

1 款総務費、本年度予算額 1,930 万 4,000 円、前年度と比較して 119 万 2,000 円の増でございます。第 8 期介護保険事業計画策定に係る調査経費を見込んでおります。

2 款保険給付費、本年度予算額 28 億 7,835 万 4,000 円、前年度と比較して 4,823 万 5,000 円の増でございます。第 7 期の介護保険事業計画に基づいた給付費を見込んでおります。

3 款地域支援事業費、本年度予算額 8,112 万 4,000 円、前年度と比較して 400 万 8,000 円の増でございます。介護予防サービス事業費を増額しております。

4 款基金積立金、本年度予算額 4 万 1,000 円、前年度と比較して 367 万 2,000 円の減でございます。こちらは預金利息のみの積み立てとなることから減額をしております。

5 款公債費、本年度予算額 10 万円、前年度と同額でございます。

6 款諸支出金、本年度予算額 50 万 4,000 円、前年度と同額でございます。

7 款予備費、本年度予算額 157 万 3,000 円、前年度と比較して 23 万 7,000 円の増でございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。御審議をよろしく願いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、事務局長から提案理由の説明を受けました。

これより質疑に入ります。

なお、議案第 6 号、南部箕蚊屋広域連合一般会計予算、議案第 7 号、31 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算につきましては、この後、総務民生常任委員会に付託いたします。この 2 つの議案につきましては総括的な質疑のみを行っていただきますように、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 1 号、南部箕蚊屋広域連合長期継続契約の締結に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結いたします。

続いて、議案第2号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について、質疑ありませんか。

7番、細田栄君。

○議員（7番 細田 栄君） これは第1号被保険者の保険料を軽減する条例改正なんですけども、この軽減率は国のほうで示された軽減率なのか、または南部箕蚊屋広域連合のオリジナルの考えなのか。そして、この不足する財源、保険料が減るわけですけども、その補填はどのような方法でお考えになってるのかお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。保険料軽減率につきましては、議会資料の資料2、7ページをごらんいただきたいと思います。軽減率につきましては国が指示をしておる軽減率となっております。この軽減に伴います保険料のほう自体は、この軽減額分を減額をして予算組みをしておるところでございますが、軽減分の2分の1が国庫負担、残り2分の1ずつを県と自治体が負担するということになっております。自治体負担部分につきましては交付税措置がされておるといふような認識をしております。以上でございます。

○議員（7番 細田 栄君） 了解しました。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

○議員（7番 細田 栄君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 今回の議案第2号の条例は、いわゆる低所得者の保険料を下げていくという内容で、その財源を消費税に求めていたものですよね。それで、この間の見送りで約半分ぐらいになって、それを今度、19年の10月、ことしの10月には実施する予定だから、それに伴って、こういうふうに改正しておきたいという内容なんですよ。

私は連合長にお聞きしたいと思うのですが、国がいわゆる、財源はともかく、低所得者対策をとらなければやっていけない、保険料を下げなければいけない状況っていうことは、国民の生活、特に高齢者の生活から見て、低所得者に対しての対策をとらなければいけない時代だということ認識しているということは、国は思ってると思うんですね。ところが、前回は消費税云々かんぬんって言いながら全部上がらないので、約半分にしましたよ、今回は10月にほぼ上がるだろうからこういうことをやりたいというて、どこも今回するのか、うちは広域連合組んでますからね。よそは、市町村はいつするのか知りませんが、本当に消費税に振り回されてるっていう感が否めないわけですよ。

それで、私は今、連合には3町村の首長がいますから、このことをどう思うかっていうのを聞いてみたいと思うのですが、国会も今やっていますけれども、お金がないと言いながら、低所得者対策財源が大変だということで国が補填していくということを消費税率の引き上げに求めて、それで、それができなかったから引き延ばすぞって言いながら、このやり方を、私は保険者の責任者である市町村長がまず批判しなければいけないのではないかと思うのですよ。財源には色はついてませんから、国会なんかで見てたら、意見が違うかもしれませんが、今しきりに言われているのは、アメリカのトランプ大統領の言いなりになって戦闘機を100機以上も買うって、爆買いかって言われてますよね。そういうことが決まる一方で、国民生活に及ぶようなこのことを、財源を消費税に求めて、それができたらこんなふうにするのだからやり方を、私はそもそも保険者である市町村長が批判していかなきゃならないと思うんですが、その点についてどのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。私は今を取り巻く社会観というものを共有しない限り、この議論にならないと思います。田舎も、もちろん都市部も、ひとり暮らしや高齢者暮らしがふえています。これは皆さんも実感としてお持ちだと思います。まだまだ後期高齢者はふえ、前期高齢者は減る、そして、労働世代も減っていくでしょう。ですから、今の一番の国の課題というのは、この高齢者の皆さんにどうやって元気で自分の人生を全うしていただくかということが1点と、もう一つは、ここまで落ちてしまった少子、子供を産まないこの社会を次の世代に残さないために、出生率をどうやって上げていくのか、これが、2つの問題が一番大きな国策だろうと思っています。その財源を均等に消費税に求める、これは至極当たり前のことだと私は思っています。いろいろな批判もあります。保育園の問題であっても、負担がふえる分だけ、ここにおられる町村長は非常に困っておりますけれども、消費税に求めるということに対しては、全員に均等に求めるということに対しては、国挙げてこの問題に全面から取り組むという意味からも至極真っ当だと私は思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 私が聞いておりますのは、消費税に求めるのはどうかっていうことで、求めるのはもっともだというふうにおっしゃっているんですけども、私が聞いているのは、首長ですから、首長だって予算を立てるときに、少子化対策と介護保険とか福祉対策だけでなく、全体考えるわけでしょう。全体の税収入や地方交付税見ながら考えていくわけですよ。それで、今おっしゃるように、一番大もとが高齢者対策と少子化対策だっていうんだったら、そこに全体

的にお金を使えって言って首長は言っていないといけないんじゃないですか。それをどうして、ほかのこと投げておいて、社会保障費に使うことだけ消費税に求めていかないといけないのかということと言わないといけないんじゃないですか。

国民は消費税だけ違うんです、払ってるのは。税金はほかに払ってる、所得税も払ってるし、県民税も払ってるんですよ。そのことを一番よく知ってる連合長たちがそれを言うてくださらなければ、このように振り回される事態になるのではないかと思うのと、もう一つは、今回、10月に消費税が上がると言っていますが、私たちは消費税は上げたらいかんと思っているし、今、国会でもせめぎ合いが続いています。そうはいつでも、与党が大半を占めるから通るだろうと言いますが、私はそうは簡単にいかないと思ってるんです。もし通らなかったとき、要綱にはこんなふうに附則には書いてあるけれども、とは言っても、これを提案してくるということは、国も含めて高齢者の低所得者負担が大変だということですから、消費税が上がらなかった場合でもこれを実施していくべきだと思うのですが、その点についての考え方はどうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） この予算はあくまでも10%に上がったという前提のもとでやっていますので、この前提が覆された場合には、また皆さんに御相談をするということになろうと思っています。

それから、消費税以外に求めると言われましても、今の社会保障費がここまで莫大に膨れ上がる中で、ほかに求めるということは、私がおの會計を担っていても、とてもではないけど不可能だろうと思っています。それは、住民が余りにも民主主義と言いながら、この現実に目をつむっている、この国民のあり方もやはり問題だろうと思っています。もう少し丁寧に説明する政治の義務もあらうと思えますけれども、私はこれはもう限界点に来ているし、この社会保障費をどうするのかということを考えれば、この一定の御負担を国民に求める、これは当然だろうと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 広域連合で介護保険の内容を審査するところですけども、座っていらっしゃる3人の首長たちは政治家でもありますよね。町村会やさまざまところに属してると思うんです。私は知事会それから市長会、町村長会ですね、そこが国の使い方をみずからが限定して、社会保障費がここまで上がったんだから仕方がないっていうのではなく、もっと目を大きく開いて、全体の予算から見てお金の使い方どうなのかっていうことをどうして言わないのかってというのはかねがね不思議なんです。首かしげられますけども、国会見てたらわかりますよ

うに、要るかどうかもわからないようなものに爆買いしてたりとか、海外に行ってお金をばらまいてきてるわけですよ。本当に国民の生活を考えている首長たちが集まっている集団は、そういうことを私は言っていくべきだっていうふうに思うのと、もう一つは、今回軽減策を出してきたといっても、国がやらなかったらやらんよって言うてるんですよ。私は、この際、各市町村や県とも相談して、本来求めていることを、仮に消費税が上がらなくてもこのことを実現せよっていうことを言っていくべきだし、そうでなかったら、各保険者独自でこの軽減策を実施していくべきだというふうに考えます。予算については次のところに上がってきますが、全体、1,464万6,000円ですよ。そのうち、国から来る分が半分、県からが4分の1、いわゆる4分の3をどうするかというのはあると思いますが、これを仮に来なくっても実施すべきだという立場に立つべきではないかという点について、再度お考え聞いときます。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 町長でございます。仮定ではお話しはできませんので、そういう状況になったときには、皆さんにまたその状況にあわせた御相談をして、議会としての議決をいただきたいと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これで質疑を終結いたします。

次へ行きます。議案第3号、南部箕蚊屋広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について、質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第4号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）、質疑ありませんか。いいですか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 先ほど全協で聞きました、ここなんです。いわゆる4ページと、ごめんなさい、歳入のところでも4ページの、介護予防サービス計画の作成件数が減少したため減額するというのがありましたよね。ここです。それで、そこで示されたのが、資料を見てくださいということで、資料、何ページでしたっけ。減ったんですよっていうのありましたよね、資料の1のところ。資料の1の8ページですね。要介護認定者の変動状況を見て、サービス量が違ったんですよっていうふうにおっしゃってましたよね。このように言ってませんでしたか。そ

ういうふうに言ってましたよね。それで、ここで見るんですけども、要支援と、そういうことで言えば、減ってきたんだと、こんなふうに変ったんですよっていうんですけども、私がお聞きしたいのは、特に要支援、要支援の1、要支援の2っていうのは、総合事業になってきた中にもありまして、その辺で利用者全体が減ってきてるのではないかという点について、前年度の数字等も見ながらですけども、その説明、再度求めたいと思うんです。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。計画の作成件数につきましては、先ほど全協のほうでも申しあげましたけども、1,800人ぐらいの想定をしとったものが1,700人程度に変わるという御説明をさせていただきました。

要支援の方のプラン作成につきましては、ちょっと難しいんですけども、介護給付によるプラン作成の部分、それと総合事業におけるプラン作成の部分というふうに分かれてきてる部分もございますので、介護給付のほうの利用が減ってきてる状況はございますけども、その反面、総合事業の利用者数っていうのは若干ふえてきておる部分もございます。ですので、予防給付のほうから総合事業に変わってきた人っていうのも中にはおられるという状況になってまいります。

資料1のほうでいきますと、7ページのほうに総合事業の実施状況を載せておるんですが、(2)のサービス事業の状況の中で、大きな2番ですね。介護予防ケアマネジメント事業費、こちらを29年度と比較していただきますと、サービス料としては114.7%、ふえてきておる状況がございますので、予防給付のほうが減ってる部分はこちらのほうに移行がされておるといふものもあるという認識で見ていただけたらというふうに思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 例えば、1,800が1,700減ったのが、その分もあるっていうのはわかるんですけども、その比率っていうのはわかりますか。大体どれぐらいがしてて、全体で、私が知りたいのは、先ほどおっしゃったように、総合事業に行った分と残ってる部分がありますよって、ありますよね。総合事業に行く段階で減らされてる可能性があるんじゃないかということを知ってるわけなんですけども、その数値がどんなふうになってるのかわかるのは、どこを見ればわかるわけですか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。単純にここを見ればというところはなかなかこの場で言いにくい部分はございますけども、例えばの例を申し上げますと、資料1の3ページの予防給付の中で、先ほども御説明をさせていただきましたが、通所リハビリテーション、こ

ちらの事業費のほうが減ってきております。

理由につきましては、伯耆中央病院の通所リハビリテーションの事業が休止をされて、同じく同法人内の老健施設の通所リハビリテーション事業とあわせて事業をされているという状況の中で、こちらを利用されていた方が予防給付のほうから総合事業の通所型サービスにかわられているという現状がございます。こういった方の移動がありましたことから減ってきているというのも一つの要因でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これで質疑を終結いたします。

続いて、議案第5号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 質疑が何点かあります。私が今、手元に持っているのは、説明資料のほうでよろしいでしょうか。

説明資料の3ページです。1つは保険料のところ、補正額が64万という数字なんですけども、補正額の内訳で、いわゆる特別徴収保険料をふやして、普通徴収保険料を1,394万6,000円減らしてきていると、これ、実際として、普通徴収が減っているのだということなんですけども、これはもう委員会にかからないので聞くんですけども、内容を見て、要は1万5,000円以下の方々の滞納がふえてきているのか減っているのか、これを知りたいんですけども、お答えしていただけるのでしょうかというのが1点目。

2点目が、次のページの4ページの保険者機能強化推進交付金、いわゆるインセンティブの交付金ですけども、これも資料を見ましたら、最後のほうについてるので、全体的に190億円だって言うてるわけですよ。そうですね。190億円で、この広域連合に430万4,000円の金額が来ていると。計算したら、計算式等載ってて、県より水準は高いんだっていうんですけども、だとすれば、鳥取県は全国的に見たら、このインセンティブの算定が低いのではないかと、そう思いませんか。190億で、うちの規模で430万っていうの、私は水準から見て低いと思ってるんですよ。この点については、数字を見たら、得点見たら80点の配点のところ、これぐらいとってよっていうのがあるんですけども、この分はどんなふうに見ていったらいいのかわからない。インセンティブの算定っていうのは地方に不利になってるのかな

という感じもしてみたいんですけども、その点についてどうなんでしょうかということです。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。まず、保険料の関係でございますけども、こちらにつきましては、現在の調定の状況をもとに当初予算からの乖離部分を調整をさせていただいておるといのが中身でございます。

滞納者の状況につきましては、本日、参考資料としてお配りしておりますほうの資料を御参考いただけたらと思います。保険者機能の交付金につきましては、県平均と比較して広域連合内の点数は高い状況でございますが、こちら、初年度ということもあり、評価指標も午後、資料のほうを提出させていただきますが、事細かい内容になっております。うちのほうもその内容を照らして、広域連合としてできているもの、できていないものについて、自己評価という形で採点をしていくわけですけども、初年度の傾向として、消極的に評価されておられる自治体、積極的に評価されている自治体というところが、国の方針がわからない部分もあるので、出てきているのではないかというふうに考えております。広域連合としては、しっかりやっているという評価のもとに積極的に評価点を上げている状況がございますので、そういった町村の考え方の違いによって差が出ている部分というのはあるのかもしれませんが、ただ、地方と都市部との格差っていうところでいえば、そこは全く関係ないというふうに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 補正予算ですので、先ほど言った3ページの保険料の件ですね、保険料の分についていえば、金額は出ているように、資料の1の6ページで滞納状況は出ているんですね、どれぐらいかっていうの。で、欲しいのは、この中で、いわゆる普通徴収でも普通徴収が2種類ありますよね。例えば、今回の私のような、65歳になったら納付書持っていかんといけないってありますよね。この方々の滞納、これ、結果、金額も多いと思うんです。そうじゃなく、その人たちもそうですけども、いわゆる1万5,000円未満の方々の件数のうちの滞納状況っていうの、わからないかっていう、数字が出ませんか。それを聞きたい。

あと、65歳になった方々については後の形で入ってくる可能性があると思うんですけども、この金額を、調整だけではなくって、そこをつかんでおく必要があるのではないかという点ですけども、どうでしょうか。わかってたら教えてほしい。

先ほどの、次、4ページのインセンティブ交付金ですけども、これは連合長にお聞きしますが、この保険者機能強化推進交付金という名前で、まさしくインセンティブですよ。先ほど言ったように、中身がよくわからんです。いろいろ書いてあるんですけども、その中に、事務局にちょ

っと聞いたのは、どうも辺地とか地方の格差のようなことはないよと言っているんですね。あとは、あくまでも何をしたかだっているんですけども、そういう意味ではなかなかわからないものがあります。そういうことをするよりも、この190億円のお金を介護保険に充てるというのであれば、全体的に交付金としてやるべきではないかということをやっぱり連合長は言っていてほしいと思うんですけど、どうでしょうか。誰が仕事なさってるのか知りませんが、一つ一つ評価して、面倒くさい。これは保険者側にとっても面倒くさいし、国にとっても大変面倒くさいことですよ。こういうことをして、しなければならない必要性っていうのはどんなふうに捉えているわけですか。そういうことをするよりも、保険を運営している側から見たら、そんなことするよりも、その190億円をちゃんとなべてちゃんとくれというふうに言うていくことのほうが妥当性があると思いませんか。どうでしょう。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。私は、インセンティブに対して前向きに考えればいいんじゃないかと思ってます。当初、初年度は、先ほど事務局長が申しあげましたように、職員のほうが甘辛の判定をどのようにつけていいのか迷ったところもあって、うまくそれが表現できたかどうかというところはあるようですけども、もう少しこの制度が熟成していけば、このぐらいだったらこのぐらいの評点は当然だというようなことが出てくると思いますので、うまくやっているところ、しっかり成果を上げてるところのまねをできてないところがすると、こういうやり方をしていくことによって、早く成果を上げる流れを全国に持っていくというやり方は、私は一定のやり方として評価できるんじゃないかと、こう思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。保険料の低所得者の滞納状況というところになると思いますが、比較の方法として一例を挙げますと、本日お配りした参考資料2、こちらの平成30年度の滞納者数の状況として、第1段階、29人という数字がございます。これと、資料1の6ページ、こちらに段階別の付加状況を載せておりますが、第1段階としては830人ございますので、830人のうち29人ということですので、約0.3%程度の方が滞納しとる、0.3%の方が該当してるという状況になっております。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） その29人の、約0.3%が滞納している、この29人の方々が、いわゆる滞納になって収入済みになってくるケースっていうのは何件ぐらいあるんですか。今回の資料を見てましても、調定額、収入済み額、非常に少ないわけですね。この中に、まず私が

入ってくるの、無理じゃないかというふうに思ってるわけなんですけども、こういうふうに一段階で29人というの出た段階で滞納が整理されたっていうのは、解消したっていうのはどれぐらいの比率で出てくるのか、わかったら教えてほしい。

それから、インセンティブについては、いいことだって言うんですけども、連合長、このインセンティブ導入したのは、介護保険のお金が高くつくから何とか低く抑えようということで国が動き出しているわけですよ。その中に、14ページでしたっけ、見た1つのいろんな評価の中に、何があるかっていったら、介護状態がどれぐらい改善されたかっていうのがあるわけなんです。それが何点もらったかな。20点ですよ。満点でしたよね。そうでしたよね。満額もらってるわけですよ。この改善された、それを知りたいんです。改善されたことが満点がついてるっていうのは、どういうふうにして、どういう状況をそうだっていうふうになっていくわけなんですかという質問ね。

それと、もう一つは、これも本予算では委員会でするんですけども、ここでぜひとも言っておきたいのは、どこ見て言おうか、資料の、住民から、ショートステイが非常に使いにくくなった、入りにくくなったって言うてるんですよ。ショートステイが使えなくなった、いっぱい。で、それが、例えば資料の1の11ページでは、私はそういう状況がどこに出てるのかなって見たんですけど、短期入所生活介護なんか、実績と計画値比べたら、うんと少なくなってる。これは事業者が減ったからということになるんですか。それとも、利用がそもそも減ってるんだということですか。それに対して、次のページの介護予防の12ページになってる短期入所生活介護なんかは、計画値の倍以上の月当たりにしたら出てるってことで見れば、連合側もショートステイについては利用がなかなか難しいという認識持ってるのかということを知りたいと思うんですけども、その点について、どうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。まず、滞納者の状況でございますけども、今すぐちょっと細かい数字というのは出にくい部分がございますけども、参考資料2のほうで比較していただきますと、例えば先ほど言いました30年度の現時点で29人の滞納があるという御説明をさせていただきました。29年度分の滞納者でいうと23人でございますので、この相差分ぐらいは徴収によって減ってきておるといような状況があるというふうな認識をしております。それと、インセンティブの関係の改善率につきましては、ちょっと言葉で説明するのが難しい部分がございますので、午後からの委員会で資料をもとに説明をさせていただこうと思います。

それと、ショートステイの利用につきましては、確かに議員が言われるように、南部町内の1事業所が今廃止、経営自体が変わっておりますので廃止という状況になっております。そちらのショートステイがベッド数が9たしかあったと思いますが、現在それが使えないという状況があって、若干南部町内の方にとっては使いづらいという状況はあるというのは一つにはあるとは思いますが、施設入所自体もふえてきておりますので、そういった状況の中で、本来ショートステイ利用が必要だった方が施設入所に変ってきた部分というのも少なからずあるというふうに思います。予防のふえてきてる要因につきましては、母数自体が少ないです。若干の人数移動で大きく数字が変わってくる場合がございますので、予防についてはそのような状況だというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 1点だけ。私も今、真壁議員が言われたこと、その保険者機能の交付金、我が広域連合に430万も入ってきたことは、これは私はい、喜ばしいことだと思います。けど、これは評価しますけども、その14ページの中身の資料を見ますと、県平均よりも低いのがあるんですよ。これは今度の31年度予算に反映しておられるかどうか。また、中身についてちょっと教えていただきたいと思いますが、例えば(1)番の地域密着サービス、配点は40点あるんですけども、県平均8.4で、わずかですけども、我が広域連合、全部ゼロ点なんです。この辺の原因とか、それと、(4)番、在宅医療と介護連携なんですけども、県平均は57.9点なんです。それよりも広域連合、55点で若干低いです。満点が70点ですけども、この辺の対応で、こういうことが31年度予算に反映しますよとか、もう一つあったのは、認知症総合支援事業についてはお聞きしましたけども、これも県平均よりも、県平均26.9%ですね。我がところはばらつきがありますけど、15点、25点とか。これについてもされると思いますけども大丈夫でしょうかというか、しますとか、あるかなと思いますけども、その点をお聞きして、もう一つは、(6)番の介護予防／日常生活支援。一番大事なことだないかなと思うんですけども、これが県平均よりも少ないというのはちょっと意外だな。各市町村、本当にここ、力入れておられると思うんですけども、えっ、なぜだろうかなと思って、これについて、広域連合としては31年度にはこれにてこ入れされると思いますけども、そういう前向きな回答ができますかどうか、教えてもらいたいと思います。

あと1つは、介護保険運営の安定化に関する施策の推進で、介護給付の適正化というのは余り介護報酬を払いたくないという意味です。余り私、歓迎いたしませんけど、したことはきちっと払っていただきたいですけども、その中でも、県平均より頑張ってるというのは私は評価

しますけども、だけど、何かまだ、局長の話では、連合としてすべきことがあるという答弁がいただきましたけども、今言ったことについて具体的にちょっと教えてもらえましょうけれども。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。評価指標の中身につきましては、ちょっと資料をもとに説明しないと、すごく事細かくなっておりますのでなかなか難しい部分はあると思いますが、評価点としてとれてない部分につきましては、広域連合自体、実際やっていないことも含まれておりますので、そういったところで見ていった結果ということで見ていただけたらと思います。こちらにつきましては資料を見ていただいて、ちょっとそれぞれ御説明をさせていただけたらというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） わかりました。けども、局長、これ、今言った、要は県平均よりも少ない、いろんなことについて、広域連合では何か点数上がるやなことを考えるって言われましたけども、まだ31年度予算、詳しく聞いてませんが、これとこれとこれは広域連合が頑張れば上がりそうだっていうのと、地域密着型サービスって、ゼロっていうのは、ありそうだけどないのは、具体的に何でしょうかね、地域密着サービスって。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。予算に反映できてるもの、それと予算が必要ないものっていう部分がございますので、連合の方針としては、連合の事務の中でやれるものとしてはとってこういう考えでおります。それで、町村にお願いをしないといけない部分もあるとは思いますが、そこらあたりは町村のほうとよく連絡調整をして、必要な措置をとっていききたいというふうに考えておるところでございます。

地域密着型サービスの部分につきましては、例えば指標の中で、保険者の方針に沿ったサービスの整備を図るために独自の取り組みを行っているかというところで、実際、事業所の整備がこの計画期間中にないので評価しない、できない部分もございます。条例の中にその独自性を発揮しているかという部分とかもあるんですけども、基準については国の基準を準用する形をとっておりますので、そこに対して連合としてのオリジナルの独自性を入れていないという部分で評価点がとれていない部分ですとか、実際にそのサービスの整備に当たって公募制をとっているかという部分については、実際に整備をしない状況で公募もできないわけですから、当然、点もとれないという状況がございます。こういったそれぞれの評価指標に対しての状況がござい

ますので、ここは資料を見て御確認をいただけたらと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

○議員（9番 細田 元教君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） これで質疑を終結いたします。

次に行きます。平成31年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算に対し、総括的な質疑はありますか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 総括的な質疑ということです。この一般会計の予算の中には、特別会計の繰り出しの増加、その中に、この説明資料での4ページに、先ほど言った、いわゆる保険料軽減に係る国庫負担金というのが出てるわけです。いわゆる軽減策ですね。その点について、細かい数字等については委員会でもたお聞きしますが、連合長にお聞きしておきます。

先ほどの論議の続きになるんですけども、もし消費税が、今回非常にこれ国政も流動的になってくるんだろうなと思うんです、選挙もあるし。そのときに、仮に消費税が、選挙の結果どうであれ、やめるという可能性もあるって言われてるわけですよ、さまざまなことが。で、そのときにあったら、連合長、先ほど、また相談するとおっしゃったんですよ。ところが、条例等を見とったら、もう消費税が、仮にですよ、提案がやめられた場合についての措置っていうことをどういうふう考えているわけですか。連合長の言い分を聞いたら、そのときはそのときでどうしましょうか、連合独自で負担することにしましょうかっていう話し合いをしたいっていうふうにとっていいわけですか。それをお聞きしたいんです。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。私がそう申し上げましたのは、見切り発車というのは言い過ぎかもしれませんが、4月からこうやって実施するべきだろうと判断する項目と、10月のそれをしっかり見きわめてする部分と、それから、それ以降に、新年度からまた次の年ですね、平成32年度から対応しようと、この3種類があるわけですし、こういう生活に特に密着をして、さらには賦課が7月で、10月実施となった場合に、大きな混乱を避けるという目的の中で、こうやって当初予算の中で入れさせていただきました。したがって、先ほどはそう言いましたけども、ならなかったときには、これ大変なことなわけです。大変なことになるわけです、歳入欠陥が生じますので。そのことに対して皆さんに御相談したいということで、今まだ今の状態で、ならない状態でどうするのかという判断は、私もここではしかねます。十分にその間、皆さんと相談したいと思いますけど、そういうことがないように政府のほうにはしっ

かりとやっていただきたいと思っているところです。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 今回の予算、大事なことなんで何回も聞いて申しわけないんですけども、ということは、連合長は、国がやったらするけれども、国がしなかった場合には予算計上したけどしないんだよということを言ってるということですね。そういうふうに理解していいわけですか。国がしっかり決めたことやってくれていいのかな、それとも、もう決めたので、うちとすればもう何があっても、10月からは年の半分だけでも軽減しますよという立場に立つのかってということをお聞きしたいということを何回も聞いてるわけですよ。具体的にどうするのか、手続等についてはまた委員会で聞きたいと思うんですけど、首長の姿勢を聞いておきたい。

それと、もう一つは、この一般会計予算ですから、そこでお聞きするんですけども、先ほどのインセンティブとも関係するんですけど、それ見る限りでは、細田議員も指摘したように、いわゆる介護の改善とか適正化については満点もらってる一方で、例えばさっき、地域密着の問題とか、介護、医療の連携の問題についたら点数がそんなに伸びないっていうのは、これは私は広域連合の特徴だと思ってるんですよ。そうですよね。各市町村ですることと比べたら、なかなか保険者としてなってる、保険機能ほどって語弊がありますけれども、広域連合の一番の弱点になってくるんじゃないかなと思うんですけども、それを克服しなければならないっていうふうに、今の話で、課題があるっていうふうなのを聞いたのはそういうことかなと思ってるんですけども、連合長はこの辺についてどのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。この中の項目について、私も精査していません。したがって、その詳細についてはわかりませんが、今、真壁議員が言われたような、事細かく項目があって、連合3町村の中ではなかなか対応ができないという項目があるやもしれません。それは乗り越えなくてはいけない一つの課題だろうかなと思っていますので、今後それを詳細に検討しながら、住民生活にさらにプラスになるというような項目であれば、乗り越える課題として、またここで御議論いただくということになろうと思っています。詳細はしっかりとまた詰めたいと、このように思っています。

○議員（8番 真壁 容子君） 軽減策。

○広域連合長（陶山 清孝君） 軽減策については、先ほどから言ってますように、ここで判断することはできません。国が今10%に上げると言ってるわけですから、それに沿って、住民生活が混乱しないように今皆さんに提案をしてるところでございまして、そうなった、今までの提案

と全く条件が違った場合には、そのようにまた皆さんにお諮りしたい、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これで質疑を終結いたします。

続いて、いきます。議案第7号、平成31年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算、これに対して質疑ありませんか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） それも詳しいことは委員会で聞くんですけど、連合長さん、町村長がおるときにぜひ聞いておきたいことです。

今回、これは特別会計で実際の保険の給付の話になってくるんですね。そこで、介護状態が改善されてるかどうかというところに目をつけて国がインセンティブしようって言うてるんですが、ここに資料が、事務局がつくってくれた資料の何ページ目だったかな。先ほどどなたかの質問のあった資料1の参考資料の8ページです。いわゆる要介護認定者の変動状況のところ、1番で数字が出てるんですけども、2番の括弧で、介護度が変化したものの内訳ってあるんですね。これ、例えばこの見方ですね、黒く塗ってるところはそのまま、それより左側に行ったときは改善っていう図の見方ですね。これを見たときに、改善と悪化の状況って数字あるんですけども、介護保険そのものが、介護そのものが人間の高齢化に伴うものですから、なかなか改善っていうのは難しいっていうのは、普通、常識でわかる範囲ですよ。加齢に伴うものも多いですからね。ですけども、改善することも大いに私は結構だと思う、努力等で。ところが、例えば要介護4だった方が要支援1になる、要介護4だった方が2になる、こういうケースっていうのもあるわけですよ。国はこういうことがいいことだって言うてるわけなんですよ。例えばどんな例なのか、ちょっと紹介していただけませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。この介護度の改善につきましては、これまでも何度か御説明をさせていただいたと思いますが、最重度の状態での介護の認定を受けられて、その方が1年後ぐらいの更新のときに状態を見たら改善をしておいたという結果でございます。具体的に言いますと、入院中、本当に体が動かない状態で認定を受けた、その方が実際にリハビリを終えて退院され、自宅に帰られた状態で比較すると、要介護4の状態だったものが要支援2とか1とかになるという可能性もあるというのが、この結果でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（８番 真壁 容子君） わかりました。そういうこともあるんだと。言ってみれば、入院とかしとった中で、半年も続くような状態でないというようなこともあるというのわかりました。町が、連合が住民説明会、福祉委員に示した資料の中で、介護の状態がどのような方が多いかということで、認知の方が20何%って書いてありましたよね。結構私、占めてる割合が多いなと思ったんですよ。例えばこの中で認知の方が改善するっていうような例っていうのはあるのかっていうことをちょっと聞いておきたい。例えばこの中で、極端に3とか4の方が要支援とかそういうことになった例っていうのはありますか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。具体的な個々の状況はちょっと判断ができないところはあるんですけども、介護度っていうのが介護の手間の時間で見る区分けになっておりますので……（サイレン吹鳴）

○議長（秦 伊知郎君） 少し休憩してください。

午前11時30分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○事務局長（住田 浩平君） 認知症という症状の中にもいろいろな症状があるわけでございます。薬によって周辺症状が改善して介護の手間が減ったというケースも中にはあると思いますので一概には言えないというところはあるんですが、そういった薬等による状況によって介護の手間の時間が減って、介護度が結果として改善したという方は少なからずあるというふうに認識しております。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 事務局長のそういう話を聞いて、連合長にお伺いしておきます。

介護度が変化したものの内訳というのは、自治体が責任を持ってその人の人生を豊かになるように、介護の社会化でその人の人権を尊重して、介護の充実、介護の社会化って言ってきたっていう本旨がありますけれども、残念ながら、局長がおっしゃるように、保険者団体として見た場合、どれだけの介護度でというときに、どれだけの介護が必要かというときは、さっき言った手間で判断されてくることになるわけですよ。ここではなかなかその人自身が改善したかどうかっていうのはわかりにくいっていうのがあります。これはまさしく医療や福祉や介護の連携がなければなかなか人権尊重するような本来の医療、介護になりにくいなというところが出てきてる

んだなと思うんですけれども、連合長は、先ほど言ったこの表を見ても、改善というよりは悪化という言葉を使ったほうがいいのかどうか分かりませんが、年齢等考えたら、そうなることの方が多というのとは否めない事実になるわけですね。ところが、政府にしてみたら、こういう改善を求めてきているという内容について、連合長はどんなふうにお考えですか。そこに力を入れていくということは、将来にわたってどのようなことをしていくってということだというふうに考えてらっしゃいますか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。なかなか高齢になって、85歳以降が大体介護のスタートだと、認知症等のことも言われています。認知症については、近い将来700万人、先日聞いた統計からすれば1,000万人を超えるのはもう明白だということのようです。そんな中で、薬の製薬会社は既に新薬の開発ってというのは断念するという傾向もあるというぐあいと言われていいますので、もう少し早い前段階から、よく今言われますフレイルですよ。身体もそうですけれども、脳の病気に対してももう少し早い、前段階からそういう対応が必要じゃないかというぐあい今言われていることを聞いています。

したがいまして、真壁議員のどう思うのかっていうことですが、一定の進行した状態というのはなかなかもとに戻すのは困難だろうけれども、その前段階である、そこに着目をして、そこに力を注ぐようなことはやはり必要なのではないかと、このように思っています。科学技術の進歩や医療の進歩によって大きく変わるかもしれませんが、現状であっては早期予防、治療ということが重要なのではないかなと、こう思っているところです。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第6号、平成31年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算及び議案第7号、平成31年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託事件表のとおり、総務民生常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

これより暫時休憩をとります。

なお、再開の目安を午後2時といたしますので、御参集いただきますようによろしくお願いいたします。

以上で午前中の部を終わります。

午前11時34分休憩

午後 2時30分再開

○議長（秦 伊知郎君） じゃあ、再開いたします。

日程第17 広域連合行政に対する一般質問

○議長（秦 伊知郎君） 日程第17、広域連合行政に対する一般質問を行います。

なお、議員の質問時間と執行部の答弁時間を合わせた時間が1時間である総合時間制としておりますので、厳守していただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） ただいまより一般質問をいたします。答弁をよろしくお願いいたします。

私の質問は2点です。介護保険の利用状況の把握を求めると、施設入所利用状況を問いたいと思います。

まず1点目、介護保険の利用状況の把握を求めます。

さきの8月議会では、高齢者の生活実態の把握とその対応を求めて質問してきました。今、高齢者を取り巻く状況は大変厳しいものがあるというのが率直な感想です。生活がしにくくなった、とりわけ年金暮らしの方はもう暮らしが本当に大変だ、公共料金の負担が大変だという声は本当によく聞かれるようになりました。私たちの暮らしはいいほうに行ってるんだろうか、そういう点から見ても、日本銀行が昨年12月に調査をした生活意識に関する調査というのが公表されてきました。1年後の景気が今よりも悪くなるという方が39.9%、約4割の方々が、景気は今も悪いけれども、さらにもっと悪くなるだろうと考えている。よくなると答えたのが7.8%で、この数値は安倍政権でも最悪の数字が出てきていると報道されてきました。

先日、国会の討論の様子を見てたんですが、高齢者の状況で印象に残ったこと、安倍政権がこの6年間で就業者が380万人ふえたと、このように宣伝してることは皆さんも御存じだと思いますが、総務省の調査では、380万人のうちの約7割の260万人が65歳以上の高齢者だと

いうことでした。働き続ける理由は、ドイツやスウェーデンなどが、仕事そのものがおもしろい、自分の活力になる、このような回答が1位だったのですが、日本は、収入が欲しい、これが断トツの1位だということです。これ、総務省の調査でこういう結果が出ているということです。日本の65歳以上の高齢者は、現役時代を猛烈に頑張ってきたにもかかわらず、高齢者になり、年金暮らしになっても収入が欲しいと働かなくてはならない、これが今の日本の現状だということではないでしょうか。

また、私は、南部町議会の中でも貧困問題について質問する機会がありました。内閣府や総務省、厚生労働省が、平成27年の12月に相対的貧困率等に関する調査分析結果について、このようなまとめがインターネット上に出ていました。その中では、2つの調査結果を捉えて出ているのですが、いずれも65歳以上の相対的貧困率が高いこと、とりわけ単身世帯、そして郡部の町村居住者が多い、これ、政府の資料です。このように書かれています。広域連合の中でもこの傾向が出ているのは例外ではないと思うんです。

今、貧困や社会的孤立など、処遇困難の高齢者がふえてきていると言われています。高齢者の救済は、本来、老人福祉法に基づいて、自治体の仕事であったはずではないでしょうか。ところが、介護保険の導入後、高齢者の福祉が縮小され、介護保険任せになってきているのが現実だと言えます。介護保険任せになっている高齢者福祉がどのようになっているのか、それはこの広域連合の中でも介護保険制度または予算や決算が物語ってきているのではないのでしょうか。

高齢者の生活が苦しいと言われている中で、65歳以上の全ての高齢者は介護保険料を負担しています。広域連合内でもその負担は、65歳以上の方が払っている介護保険料は総額で6億3,000万円、こういう金額が出ているわけです。このような実態を見る中で、介護保険がどのように運営されて本来の高齢者の福祉に役立っているのか、または、高齢者の方々のどのような所得状況であっても、この介護保険制度の中でそれが救済されているのか、このことを検討していくのも介護保険制度の中で大きな課題になってくるのではないのでしょうか。その点からも、高齢者の生活実態把握することが求められると思うんです。前回もこのような質問しましたが、なかなか高齢者を取り巻く状況は把握することは難しいという意見でした。しかし、2月議会に向けて、例えば介護保険の利用状況を求める中で、所得階層ごとの要介護認定率や利用率、出すことは可能ではないか、このことを求めてきたわけです。

今回の質問は、介護保険の制度の中で要介護認定率や利用率、支給限度額の比率、施設利用率を介護保険料の所得階層ごとに集約してもらったものをしようとして出していただき、そこから見えてくる広域連合内の高齢者の暮らしと、それが介護保険制度がどのように役立っているのか

を検討していきたいと思います。広域連合の所得階層別を見ると、本人非課税が5,613人を占め、全体8,910人から見て約63%の高齢者が本人非課税となっています。このような中で、要介護状態の発生率は所得水準によってどう異なってくるのか。千葉商科大学経済研究所の方々が2016年に「要介護状態の発生率は、所得水準によってどう異なるか」、こういう論文を発表し、結論として、所得水準、段階が高いほど要介護状態の発生率が低くなる、言い換えれば、所得水準が低いほど要介護状態の発生率が高くなる、こういう論文を発表しています。

広域連合内ではどうでしょうか。今回は、この第1番の問題について、表にして議員にも配っていただいているところです。それを見ながらの、それを踏まえての回答をよろしくお願いいたします。その中で出てきた現状について連合長に質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、施設の入所利用状況を問います。介護保険導入後、全国の特養ホームは約1.7倍ふえたと言われています。しかし、入居希望者はそれを上回る規模でふえ続けている、このようにも言われています。ちょっと資料は古いのですが、2014年では待機者が52万人に対して、要介護1、2を除く、このようになりましたが、なった2016年では、それでも全国で39万人を超える方々が特養ホームの待機者として数字が出てきています。特別養護老人ホームの待機者がふえてくる大もとには何があるのでしょうか。これも、そのために3施設ごとの数字を8月議会で求めて、回答をいただいていたところです。

全国的には、特別養護老人ホームの待機者がふえる大もとには高齢世代の貧困化があると言われています。国民年金、満額では70万円を超えてきますが、2017年、今から2年前の資料になりますが、2017年の政府の資料では、国民年金のみの平均受給額は満額にほど遠い5万1,000円だと出ています。また、厚生年金をもらっている女性の平均受給額は基礎年金を含めても平均すると10万2,000円、こういう数字です。この数字を見ると、低年金の人が要介護状態になったときには最後まで入居できる施設、それが特別養護老人ホームだけだということではないでしょうか。私は、このことから、広域連合内での施設入所の利用状況等を改めて聞きたいと思います。3施設ごとの補足給付の割合を求めます。また、数字で出ておりましたが、待機者がどれほどの数かを示していただき、この待機者対策をどのようにとろうとしているのかお伺いいたします。

3点目に、年金で入れる特養施設が欲しい、この声にどのように応えていこうとしているでしょうか。よろしくお願いいたします。

この広域連合の議会を迎えるに当たって、南部町だけではなく、さまざまな地域から、ショー

トステイがいっぱいで使いにくくなった、このような声もたくさん聞いているところです。ショートステイについては施設入所等があるので、例えば介護予防の方々が減ってきたのはそのせいではないかと言ったのですが、そういう答弁があったのですが、そのショートステイの動向についても再質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、壇上からの質問はこれで終わりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

介護保険の利用状況については、毎回の議会の際に配付しております運営状況のほか、国に報告する事業状況報告作成のためなどに毎月各種の集計作業を行っておりますが、介護保険料の所得段階に着目して利用状況を分析することについては、通常は行っておりません。このたびは議員から各種の数値についてお尋ねがございましたので、事務局に集計を指示したところでございます。詳しい数字につきましては、お手元に配付させていただいた資料のとおりでございます。詳細については、後ほど事務局長のほうから答弁させます。

次に、施設入所利用状況についての御質問でございます。待機者の状況ですが、県が毎年行っております調査によりますと、平成30年度の待機者は119人で、平成29年度と比較しまして27人減少しております。米子市内にサービス付き高齢者向け住宅の整備が進み、特養ではなく、そういった施設への入所を選択される方も少なからずあると考えております。広域連合としましては、待機者の状況や介護保険料などの費用とのバランスを考えながら施設整備を検討しております。近年の状況を見ますと待機者も減少傾向にありますので、新たな施設整備については少し慎重に検討すべきものと考えております。

最後に、年金で入れる特養ホームの声にどう応えるかについてでございますが、これも資料にお示ししたとおりでございます。老齢基礎年金の範囲で特養ホームへの入所は可能であると、このように考えるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。それでは、私のほうから資料の説明のほうをさせていただきたいと思っております。資料につきましては、皆さんお手元のほうに、こちら、カラー印刷したものを配付しておりますが、これをもとに説明をさせていただこうと思っております。細かい数字につきましては、もう一つの集計表の資料のほうをごらんいただきたいと思っております。また、保険料の所得段階の説明につきましては、資料2の7ページのほうの表を参考にさせていただけた

らと思しますので、よろしくお願ひします。

まず、1つ目のグラフになりますが、所得段階別の認定率の状況についてでございます。各介護度ともに第1段階の認定率が最も高くなっておりますが、第1段階は認定者全体では45.5%、約半数の方が何らかの介護認定を受けている状態ということになっております。

要因としましては、特養入所者を含みます高齢者単独世帯、それと高齢者のみの世帯の方がこの段階に多くおられるためであるのではないかというふうに考えられます。

次のページをごらんいただきたいと思いますが、ここでは所得段階別サービスの利用率の状況について示しております。もともとの人数が少ない第10段階を除きますと、第3段階が77.5%と最も低く、次いで第2段階の77.6%となっております。

次に、所得段階別の支給限度額比率の状況についてでございます。こちらは、介護度によってのばらつきは見られますけれども、平均的な対支給限度額比率を比較してみますと、人数の少ない段階を除くと、おおむね5割を超えておる状況でございます。なお、介護度ごとの対支給限度額と全国の状況につきましては、この資料の9枚目のほうにその表をつけておりますので、9のスライドのほうをごらんいただけたらと思ひます。

次に、所得段階別施設サービスの利用の状況についてでございます。施設入所者全体で見ますと第1段階の割合が最も高く、次いで第2段階の順というふうになっております。これは特養入所に伴いまして住所を施設に移したことによって市町村民税非課税になるということが多いためであります。

次の表をごらんください。施設サービスにおける補足給付の状況についてでございます。施設別では、特養・小規模特養の補足給付の割合が最も高くなっております。利用者負担段階で見ますと、第3段階の人数が最も多くなっております。補足給付の利用者負担段階は介護保険料の所得段階とは異なりますので、詳細につきましては、こちらも資料、後ろのほうに表をつけておりますので、ごらんいただけたらと思ひます。

最後に、その次の表をごらんいただけたらと思ひますが、特養費用額と老齢基礎年金との比較を行った表でございます。要介護5で南部町内の特別養護老人ホームゆうらくを利用した場合についての試算を行っておりますけれども、各種の低所得者向けの負担軽減策を活用しますと、一月の実質の負担額は4万8,225円となります。老齢基礎年金の満額の場合の支給月額については6万4,941円でございますので、特養の費用額に介護保険料の月額、それと後期高齢者医療保険料の月額を足しても、手元に残るお金としては1万3,700円程度あるという試算となります。以上が資料についての説明でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 8月議会にも求めていました、介護保険の利用状況を所得段階別に示すことができないかというところで、示していただいたことについては敬意を表したいと思っています。この中で何がわかってくるかということと、どのような問題点があるかということで、私は連合長に問うていきたいと思っています。

まず、1点目の参考資料の介護保険の利用状況、これは平成30年の12月のサービス利用分のみで見た段階だということが条件ですけれども、所得段階別認定率の状況で、認定率はどうなのか。これは先ほど千葉商科大学の研究所でも出ていたように、所得が高い人ほど認定が低くなってきている。裏返せば、所得が少ない人ほど認定率が高くなっているのについて、広域連合内ではどうだろうかということ聞いた数字です。ここにもう講評で書いてあるように、各介護度とも第1段階認定率が最も高くなっている。理由は、特養に入所する方や高齢者の単独世帯、高齢者のみの世帯がこの段階に多くいる。これはどの町村の国保等でも見てわかるように、単独世帯ないしは高齢者世帯が、なべて全国の貧困調査が示すように、低所得者と言われる分野に属することが多いということが、広域連合内でも裏づけられたと思うんです。

これではちょっとわかりにくいのかな。こちら側がありますよね、連合長。この介護保険の利用状況、数字がぱっと並んでるのあるんですよ。これの1ページ目なんですね。1ページ目に、所得段階別要介護等認定者、これがだあと出て、とりわけ、今、第1段階の話をしませぬ。第1段階、378人の認定者がいて、認定率で見れば45.5%だと、こういう数字が出ているわけです。見ていただけましたよね。

まず、この第1段階が45.5%、続いて多いのが第4段階だというふうに認定率で見たらなっているんですけども、どこでしたっけ、千葉商科大ではなくって、もう一つの学者が調べた、その論文あるんですけども、これですね。「高齢者における所得・教育年数別の死亡・要介護認定率とその性差」、これがいわゆる日本福祉大学の健康社会研究センター、大阪大学の大学院、岩手大学の工学部の教授の方々に、さまざまな情報をとってきたりとか調査する中で明らかになってきていることは、同様に、所得と要介護認定率との関連性は同じことを言っているのと同時に、課税所得者が同居している場合には介護度が劇的に変わってくるというデータも出てるんですよ。この要介護度段階で見たときに、例えば認定率で見れば、2桁を示してくるのが第5段階までですね。第1段階が45.5%、第2段階が23.6%、第3段階が19.7%、第4段階が30.9%、第5段階16.1%。第6になったら急激にばあんと半分以下になって、6.5、9.6、6.3、3.6、

4.6。平均が18.3%だと、こういう数字が出てきてるわけですね。これは確かに平成30年の12月のサービス利用分段階だけで限定したことは言えないとしても、こういう傾向が出てきているわけです。これはまさしく介護度は、介護ですね、介護の認定は所得に大いに関係あるし、広域連合見た場合でも、この数字を見る限りでは、介護が必要だとされてる方が低所得者にとりわけ多く出ているということについて、どのようにお感じになりますか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。きょうも申し上げましたとおり、今の社会の変容は、人口動態の大きな変化というものを私たちはどう捉えるのかだと思います。

今、真壁議員が言われましたように、構成します2町1村の中でも、高齢者のお二人暮らし、または高齢者のひとり暮らし、それはもう30年前と全く違った世界があろうと思っています。したがって、高齢者のひとり暮らしだったり、または高齢者の二人暮らしであったりしたときに、当然その所得というものはそういう影響を受けてきてると思いますし、これからの私たちのこの社会保障に対する考え方は、それを前提にしくちゃいけないだろうなと思っています。ひところのように3世代が暮らすというのが家族の構成だというようなことを想定すると、いろんな点でミスマッチが起こるんだろうなと、これは考えています。

つい先日、おとといでございます。12日ですけれども、実は同和問題研究集会がございました。普通であれば1時間半、先生が人権問題、同和問題に対して話されるんですけども、1時間15分は人権問題の話ではなくて、人口変動と科学技術の変化、進歩、これが、これから向こう10年、20年、私たちが平成から次の時代を迎えるに当たって、いつまでも昭和のときのような人口形態を考えてたら、人権問題も、さらには高齢者施策も、それから子供たちの少子化施策も間違えますよと、その先にその人権問題があるんだというような話でございました。全くそのとおりだなと思ったところです。都市部であっても、高齢化率が大阪で27.5%なわけですから、ほんの30年前は高齢化率が7%だったそうです。1980年と2015年を比べれば、大阪という大都市の中で、1980年、子供は207万人いた。今はどうかと言えば、207万人が104万人だと。高齢者はその当時61万人、7%だったものが、現在240万人。この姿をどう捉えるのかと思うんです。ニュースだとかいろんなところで、高齢化、高齢化という声を聞きますけれども、明らかに日本中がそういう社会の渦の中に入っています。

その中で、社会保障費をどうするのか、どこに重点的に配分するのか。もちろん今言われたように、ひとり暮らしの方や、それから高齢者のお住まいの方はふえていますし、さらに、生涯お過ごしになる年齢、寿命というものも伸びています。100歳で暮らされることも、もうこれから

想定しなくちゃいけないような時代を迎えていますので、もう当然、今、真壁議員が言われましたように、お一人当たりの、世帯当たりであれば間違いなく所得が落ちて、こういう数字が出てくるだろうと思っています。想定された数字だろうと、このように考えています。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長がこの状況をどう考えてるのかっていう、連合長が言うことはわかりましたけども、ここの広域連合は人口対策連合ではないのでね。総論、あなたがそういうふうに考えてるということはわかるけれども、私が今聞いているのは、高齢者の中でも第1段階という、所得段階別に見たら第1段階の方が多くって、所得が低い人ほど要介護状態の方が多いと、認定率が高いという現状をどう見るかということ、連合長は、人口減対策と高齢者社会に持っていったんですよね。そういうことを聞いているんじゃないで、高齢化社会になるというのは文明が発達してきたらなり得ることやと思うんですよ。北欧なんかでもそのような、高齢化になっても、年がたってきても、人間が豊かに暮らせたらいいわけでしょう。政治の責任で、家族がないから家族をつくれっていうのは、これは人権侵害の問題ですよ。たとえ1人になっても2人でも、単身世帯でも高齢者のみの世帯でも人間らしく人生を全うできるようにしていくというのが本来の自治体の仕事であるし、介護保険できた制度もそれであるわけでしょう。そのことから言ってるんです。実際、そんなふうに介護の社会化とかで言ってきたんだけど、実際として第1段階の方々が低所得者ほど低くなっている現状っていうのについては、これはお認めになるわけですよ。

私はなぜこういうことを出してきたかということ、そもそも介護保険が始まる時に、この広域連合は全国的にも旗振りをしたのでよく覚えてるんですよ。何せ地震の来た年でしたよね。あのときに来られた龍谷大学の先生がどう言ったかということ、介護保険制度はそもそも中間サラリーマン層と小金持ちの制度だと。低所得者については公的な支援を受ければいんだって言ったんですよ。公的な支援、何かって、生活保護のことを言ってるんですよ。これはまた大変な制度になったなと思ったんですけども、介護保険制度が、期待持って迎えた方々も含めて、今の段階、第7期になった段階では介護保険料が2倍になる。それで、サービスはどんどん縮小されている段階になって、この介護保険制度が本当に全ての方々を網羅しているのかという点で検討しないといけない。中間サラリーマン層や小金持ち、いわゆるこの介護保険で対処できる世帯はいんですよ。なぜかということ、貧困問題する中で、南部町を含めて、広域連合が地域であること、それで高齢化世帯が多いこと、そう見た場合に、この日本の中での大きな矛盾点としてくる高齢化世帯で所得の低い世帯がこの介護保険でどうなってるかっていうところの検証なくしては、広

域連合が彼らからも保険料を集めているのですから、もしかすれば、認定やサービスの枠から外れているのではないだろうかということ、これは検討していかんといけんことやと思うんですよ。私はそのためにこの数字を出してきてもらったと思ってますよ。今、一致したと思いますよね。低所得者ほどに多い、第1段階は45.5%、約2人に1人がもう認定されてるっていうことなんです。そういう状況で来ている。18.3%が認定率だといけれども、とりわけ第1段階から第5段階までが多いんだと。住民税非課税世帯です。

そういうところが多いんだということを見ておいて、認定率が伸びていないのは介護予防が進んできたというんですけれども、その数字を頭に置いて、次のページの2ページを見てほしいんです。だとすれば、所得段階別の介護サービスの利用者は何人いますか。認定率では、例えば第1段階では378人、これが第1段階では321人が利用しているわけです。この認定率も出てきます。サービス利用率、第1段階では84.9%、これ比較的高いんです。理由わかりますよね。第1段階の中に生活保護家庭も入っている。問題は、2つ目の表の第2段階と第3段階は、この講評でもあったように、サービス利用率を見れば第3段階が一番低く、それに次いで第2段階になる。こういうふうに言ってるんです。これをどういうふうに見られますか。私は、認定されたけれども使わない人の中では病院に入院したりとか、いろんな方がいらっしゃるというんですけれども、ケアマネジャーさんなんか話を聞いたら、サービスを利用するときの一番柱に置くのはどれだけお金が使えるかなんだと。もうこれは全ての方々が言ってるんです。幾らここで支給限度額や利用率が本人たちの状況だといっても、世の中や使う側の人たちになったら、出ていくお金を心配している中で介護保険制度を使っているんです。だとすれば、所得段階別介護サービス利用率の第2段階、第3段階が比較的低いということについて、どのような感想をお持ちですか。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後3時03分休憩

午後3時05分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

広域連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。

私もこの数字についてどう考えるのかと、今、突然言われましたけれども、分析は不十分です。ただ、数字をこうやって見ますと、第1段階が84.9ポイント、第2段階が77、それから第3

段階が77、さらに第4段階が81、第5が79。いわゆるこの数字の差というもの大きな差なのかどうかって見ることであれば、ここで言ってますこの数字の集団が百数十人の中で20何人とか30人の値の数字、34人とか39人という、このぐらゐの数字ですので、お一人やお二人の数字が大きく影響するといふぐあいに思いますので、軽々に、では、第2段階、第3段階が今言われましたように間違いなく低くて、そういう傾向があるとも簡単には言えないんじゃないかなと思っています。詳しい分析は私の力ではよくしませんけれども、そういう感想を持っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 数字がこれぐらゐの数字はパイからしたらそんなにはないのではないかっていふふうにおっしゃってるんですけども、私は数字は大事だと思いますよ。少ないからこの数字はそんなに大したことないといふのであれば、つくられた表をそう言うのであれば、少ない例なんだから、私が指摘している77.6%、あとの23.4%何してるのか言うてくれたらええんですよ、そしたら。心配せんでいいよと、あなたの心配してるように介護控えとかしてるんじゃないよって言うてくれたら納得します、数字が小さいっていふんだったらね。そういうことを一々求めても出ないから言ってるんですよ。少なくとも見る限りでは、広域連合の中では、やっぱり低所得者の中に介護保険を利用する方がいらっしゃって、それで、第2、第3階層が、サービス利用率を見れば、他の階層に比べて第3段階、第2段階が低い順になっているという傾向があるということですよ。これは中身はどうあれ、数字が出てますから、これ、つかんどかんといけんと思うんですよ、連合長も含め、そういう段階だと。なぜかといふと、使っていない人も、年金が苦しくても介護保険料払ってますからね。そういうことを言っています。

そういう中でしてきた場合は、次に、施設の利用者の数字が出てるんですよ。この施設の利用者も、例えばこれ見てもわかりますが、先ほど連合長が言いましたが、比較的所得にゆとりがある方と家族がある方はサービス付き高齢者住宅を選んだりとかしていく場合もある、金額もかかってきますからね。それはそれでいかれたらいいと思うんです、いろんな課題があったら、そのとき解決すればいい。問題は、こんなふうな低所得者の1段階で2人に1人が介護状態になってきてるよという段階で来て、それらの方々が、例えば要介護5とか4とか重い方々なんかは、なかなか家族もいないし大変だろうから施設に全部入ってるんだろうかと思ったら、そうではないわけですよ。

施設入所全体見れば、次の3ページの表なんですよ。全体の数字が出ていて、所得段階別施設サービス利用してる状態どうかっていうたら、第1段階は48.3%なんですよ。要介護5で8

5%、第1段階言ってますよ。要介護4で79%、あの方々はどうしているんだろうか。これについては、どういうふうを考えられますか。そちらのつくってくださった資料で聞いてるんですけども、これはどんなふうに……（「これですか」と呼ぶ者あり）はい、これです。この3ページの施設サービスのところを聞いています。私が聞いているのは、とりわけ低所得者に対してのどうなのかっていうので、第1段階、第2段階、第3段階のところを拾っていっていますが、これは、施設サービスが全体に比べてこれだけありますよっていう数字が出て、2番目の表では、所得段階別施設サービス利用割合が出てるんですよ。それが、サービス全体の施設利用状況にしてみたら、第1段階が一番多いんですよ、そうなるんですよ。ところが、第4段階で79%、要介護5で85%、あの方々がどうしてるのかな。この数字を見る限りでは、第1段階の要介護5の方が15%の方が、要介護5で家にいらっしゃるっていうことになりますよね、そういう数字が出てますが。要介護4では79%だから、20人近くが家にいらっしゃる、2割近くが家にいらっしゃるってことなんですよ。彼らないし彼女たちはどのような介護を受けているのか。このことについては、どういうふうの説明なさいますか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。先ほど、数字の捉え方がちょっと何か認識が違うように思うんですが、まず、2ページの一番上の部分が、所得段階別の介護サービス利用者数になります。要介護5でいいますと、60人の方が利用されている。そのうち51人の方は施設入所されておる。残り9人が在宅で。サービスを受けておるとい状況になりますので、割合的には高い割合で入所されているっていうふうには認識はしておるんですが。

○議員（8番 真壁 容子君） あの方のがどうなのかっていう。その在宅の利用率がどういうふうに見たらいいのかっていうことを聞いているんです。数字わかりますよ、言ってることは。

○事務局長（住田 浩平君） わかりました。

それで、残りの方が在宅でどういうサービス受けてるかっていうことについては、内容についてはちょっとここでは、資料では見えないんですけども、対支給限度額比率でいうと、67.2%のサービスを使って在宅生活を維持しているという、この表の見方にはなります。

○議員（8番 真壁 容子君） この3つ目の分ですね。

○事務局長（住田 浩平君） はい。以上です。

○議員（8番 真壁 容子君） そういうふうになってくるっていうことですね。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） この中で見たら、低所得者の方々が高いんだけど、9割近く

の方々が施設に入所していらっしゃる。あとの方について言えば、要介護5では67%の支給限度額の比率でサービスを受けていますよということになるんですよってということですよ。だとすれば、所得段階別サービスの利用率で、例えば第1段階では88.2%。第2段階の66.7%、第3段階の88.9%、これ、先ほどと同じところを聞いているんですね。この利用率については、どのようにお考えなんですか。連合長、もう一回聞きます、そしたら。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 数字的な部分ですので、私のほうから答弁をさせていただきますが、前段でも御説明をさせていただきましたとおり、所得段階の低い方ってというのは、やはり施設に多く入っておられるっていう状況があります。第2段階、第3段階になりますと、それなりの年金が80万円以上ですとか、120万円以上ですとかあるっていう状況になりますので、数的に言いますと、でも、サービス利用者、要介護5の第2段階でいまましても、14人中の12人は施設入所をされてる状況もありますので、ここについては、もともとの数っていうのが少ない状態ですから、1人、2人変わっても大きく比率としては差が出てくるのではないかなっていうふうに思っております。

それと、あと未利用者の状況についてどうかっていうところがあったんですけども、この12月時点で実際にこの認定を受けて利用されていない方ってというのは301人おられます。この中で、30年の4月から30年の11月の間で介護給付の請求がある人、これが94人ございますので、たまたま12月に請求がなかったっていうことも想定されますから、それを除いた残りとしては、301人引く94人で207人の方が4月以降サービスを利用していない状態の方っていうふうに数字としては上がってまいります。その内容を見ても、入院中の方が大体このうちの4分の1程度、それと、認定を受けて、サービスを実際に利用開始するまでの利用調整を進めている方が16%、あと、福祉用具や住宅改修の給付だけで終わっている方っていうのが23%あります。それを除いた残りが38%程度になるんですが、それらの方につきましては、今のところは認定を受けたけどもサービスを受ける必要がない、これが本当に受ける必要がないのか、お金がなくて利用されていないかっていうところまでの分析はできておりませんが、未利用者の状態としては、包括支援センターに調査を依頼して集計したところでは、そのような状況となっております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 求めておきたいのは、先ほど局長がおっしゃったように、全体の未利用者の話になったんです。私も心配しておりますのは、入院とかなさってる方はいいんで

すけれども、例えばお金の関係等で利用を控えてる傾向っていうのは、私はこの数字の中で見えてくるんじゃないかなって思って、先ほど聞かせてもらったんですよ。そこまで数字つかんでいらっしゃるから、地域包括支援センターの方々とか相談しながら、この介護保険での利用の漏れがないように、そして、低所得者が使うときに何が障害になっているのか、仮にお金の問題が課題になっているのであれば、利用料の軽減措置をとるとか、そういうふうなことを考えていかなければならないと思うのですが、連合長はどうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。冒頭申しましたように、世帯構成が独居で、一人で十分な年金がないということを想定すれば、やはり最終的にはそういう施設で入所されるのが安全であるし、そうあるべきだろうと思います。お一人お一人の実態を見ればそれぞれわかるんでしょうけれども、ここで全体の姿と、あと、数名の方が入っていない状況をここで推察することはできませんので、私もその実態については、連合を通じてその実態というものを知りたいたと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長も含め、ぜひそれぞれの町村で実態を、ここ、広域連合の中でこういうふうに所得の低い人ほど介護度が高い、とりわけ第1段階では5割近い数字が出ているっていうことを見たときに、その中で利用控えの現実がないのかどうかを所得段階の第1段階、第2、第3、第4まで含めて見ていきながら対処していただきたいし、仮に利用料等で垣根が高いというのであれば、その対策をとっていただきたいということを求めておいて、次に行きたいと思います。

その前に、連合長、これだけ数字が出てきたんですね。今度、31年度で、第8期の計画で、いわゆる調査するって、アンケートとるっていうんですよ、2種類の。私は、そんなに大きな広域連合ではないですから、ここまで数字が出ているので、高齢者の生活実態をなべて捉えるということで、悉皆調査に変えたほうがいいのではないかと思います。その検討をしてくださいませんか。ちょっとこれは通告していないので申しわけないので、きょう予算を審査するときに出てきたんですけども、第8期に向けてです。連合長は、家族が、世帯構成があったら何とかなるっていいんですけども、これからどんどん単独高齢者世帯ふえてきますよ。そうですが。幾ら言うてもふえてくるんですよ。そのことがいけないって言えないわけでしょう。となったら、そういうことも含めて、なべて全65歳以上の方の悉皆調査をしてほしいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後 3 時 2 0 分休憩

午後 3 時 2 1 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。調査の内容については、しっかりとその調査内容を吟味しながらやっと思っていますが、今ここで本当に悉皆調査がどうなのかという御返答はできませんけれども、どういうことが目的で何を知りたいのかということは大事なポイントですので、今後検討していきたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8 番 真壁 容子君） この一番最後にそのことを認めておくと同時に、これほどいわゆる所得が低いところでの認定が高いことと、利用が高くなっていった問題等を含めた場合、抜本的に介護保険の全体の財政問題についても、郡部ほど低所得の人が多いたよっていうことを国がそう言ってるものですから、そういうことも含めて、抜本的な公費、国費を投じて介護保険制度を支えるということを国に対して言っていくべきだということを指摘して、次の施設の問題に行きたいと思うんです。

施設の問題も何を聞いているかということ、先ほど言ったように、家で介護をされてる方々も含めて、なかなか在宅介護といいながら、24時間の巡回介護等がなべて普及してきません。それ、なぜかということ、土台24時間支えていく家族のほうにも無理があるし、今、一所懸命家族介護なさってる方も行く行くは施設じゃないといけないだろうってということと、もうこれ以上限界だっている方もたくさんいらっしゃるわけなんです。私は、今、待機者の数が上げられましたけども、ここに出ている以上に待機を望んでる方がいらっしゃるのではないかって思うわけですよ。決して少なくなったっていうふうなことは言えないじゃないかというのが私の周りを見てても実感する内容なんです。内容は、補足給付の実態見たら、この広域連合では御存じのように圧倒的に第3段階までの人が多いから、補足給付の割合も高くなっていったるんですよ。1つは、介護保険の補足給付の割合が高くなって、これに補足給付を出すお金も、介護保険の一般財源が出してるわけですよ、そうですね。これについても、いわゆる補足給付等については、やはり国に対してこの負担はすべきだということを言っていってほしいと思うんですが、その点について、連合長、どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 広域連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。町民の暮らしを考えれば、確かにそういう面もあるかもしれません。補足給付の問題も私もよく聞くところでございます。ただ、一定のルールというのがやはりベースになれば、この制度自体の根底を揺るがしかねませんので、私も少し勉強不足のところがあると思います。広域連合を通じて、しっかりとこのあたりも勉強したいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 私は、補足給付の費用を国に求めていって、町村等が集める保険料や介護保険の中に上乘せしてくるのはやめてほしいということを国に言っていくべきだということをして1つ。

次、待機者対策を求めた段階では、待機者がそんなに多くなるとは思わないし、施設を建てることもそんなにいいとは思わないという話だったんですけども、今、施設がいわゆる特養ホーム、それから老健施設、介護医療型、いわゆる医療介護院でしたっけ、ありますよね。その中で、8月議会にこの3施設の利用費用の負担の状況をそちら側から出してきてもらってるんですよ。それを見たら、私は先ほど、全国的には特別養護老人ホームが最後まで見てもらえる、低所得者を最後まで見てもらうところなんだって言うんですけども、広域連合の中で見た場合は、社会福祉法人伯耆の国を特養で見ていること、2つ目には老健を寿楽荘、介護療養型の医療施設を西伯病院で見てくださってるんですよ。この中で言えば、特別老人ホームゆうらくのお金が一番高くなってるんですよ。理由は、居住費の5万9,100円。それで、ほかにも特養があると思うんですけども、これはゆうらくだからこういうふうになってるんですか。総体的に、特別養護老人ホームの居住費というのはこれを取ってるわけですか。ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。特別養護老人ホームにつきましては、新たな施設につきましては、個室ユニット型を中心に整備を進めるという国の方針で進んでおります。ですので、近年整備された特別養護老人ホームにつきましては、全部個室ユニットということで、このゆうらくと同等のいわゆる居住費がかかっておるとい状況にあります。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） とすれば、ここに書いてあるように、ゆうらくに入ろうと、特別養護老人ホーム、要介護5で利用者負担1割で、課税世帯では13万9,222円かかります。同

様に、老健の寿楽荘に入ったら9万4,517円、医療の西伯病院に入ったら9万9,360円かかります。けれども、あなた方が言うには、例えば第3段階や第2段階になった場合には、補足給付が来るので、これが安くなって、年金でも入れるから今のままでいいんだと言うのですが、その言い分間違いないですか、ちょっとそれ確認。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 事務局長でございます。年金で入れる特養ホームをっていう話で質問いただいておりますので、年金で入れる水準としてはどういうものかというのを示す意味で、この表のほうをつくらせていただいたというところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） そういうことですね。ということになれば、年金だけで入れるかって言うたら、とても、13万9,000円のいわゆる課税世帯はほかにも所得があるからこれで大丈夫だよっていうことですが、問題は年金で入れるかどうかですよ。それをつくってくださったのが、この資料のカラーページの介護保険の利用状況の7ページだと思うんですよ、そうですね。そこでは、特養費用額と老齢基礎年金との比較をされていて、満額で入所費用と老齢基礎年金の比較したら、各種の負担軽減策を活用すれば、年金のみで特養入所費用を賄える状況ですよってこれ言っています。この参考には、老齢基礎年金を満額支給しています。満額支給が年額77万9,300円、月額6万4,941円。これ、広域連合の年金の支給額は平均幾らだっているふうにご認識なさっていますか。

○議長（秦 伊知郎君） 事務局長、住田浩平君。

○事務局長（住田 浩平君） 広域連合内の高齢者の年金の今、平均的な支給額ってのは把握はしていませんが、真壁議員のほうから説明がありました、全国平均では5万1,000円程度っていうふうに先ほど言われましたので、この入所費用と介護保険料と後期高齢者の医療保険料を足したところで5万1,241円っていう額になりますので、若干不足する部分はありますが、同様の数字ではないかというふうに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 細かいことを言うけども、老齢年金の支給額は全国平均では5万1,000円ですが、恐らく鳥取県でしたっけ、いつか出してもらったときは5万切ってるんですよ。少なくとも、これで、満額でいっても月額6万4,941円のところ、各種の軽減制度を利用すれば4万8,225円になるというふうに計算しているわけですね。その上で、実質支払いが4万8,225円、これが下がってきた場合、月額が5万切って4万近くなってきたら、この中で

介護保険料を払って、後期高齢者の医療保険を払ったら、それこそ入れない状況って来るわけですよ。そういう方って実際いらっしゃるって思うんですよ、特に第何段階かな、いるんじゃないかと思うんです。こういうことを考えた場合に、今はまだいいですけども、例えば私の住んでる南部町を見た場合は、息子さんと暮らしている女性の方が入院されて、そんな所得もなく、家もなかなか住める状況にないときにはどうしていきのかっていう問題ありますよね。こういう方々は、広域連合については、お金なくなったら生活保護にかけていくんだっていうことですか。私は、それも一つの方法かもしれませんが、今後考えた場合、もう少し低額で入りやすい特養ホームをこの連合内につくっていくことのほうが、今、ニーズに合ってきているのではないかと思います。その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 広域連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。これは非常にこれから先々の財政負担であったり、それから、先ほど言いましたように人口動態、そういうものに大きく影響すると思えます。早々に、軽々に私がここで判断はできませんので、じっくりその方向を議論しながら、将来的な姿というものを見据えた中で、必要であればそういう施設も考えていかなきゃいけないだろうと思っています。じっくり考えていけばいいんじゃないかと思えます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員、時間がありませんので、まとめる方向でよろしく願います。

○議員（8番 真壁 容子君） 介護者抱えていない人は、じっくり考えとって、何年たってもいいと思うんですけど、要介護者抱えてる人は大変なんですよ。この間、1カ月以内に、私、2件聞きましたよ。ショートステイが入るのなかなか大変だったと。ほんで、もう名指しした一つの施設で、もうあっししか受け取ってくれないよっていう話も聞いているんですよ。それと、もう一つは、自分たちもできたらショートステイを使う施設に行きたいんだ、そこに行かないのでショートステイを使っていると。ショートステイをほぼ何人かで回してるもんだから、使えないんだっていう声を聞いているんですよ。なぜかという、家族介護にはもう限度が来ているんですよ。かといって、そんなに所得もなべて高くないところがサ高住をいっぱい建てられても入れへんわけですよ。本当に介護保険制度を使って、介護の社会化で、単独世帯が多い、高齢者世帯が多い、連合長も御存じのように、家族も多くない中でどういう選択方法があるかという、安心して暮らしていくためには、やはりもう少し安く入れる施設をつくっていくことのほうが今一番求められてると思うんですよ。これはちょっとのんきに考えておくというのでなくて、私は今の年代見とったら、近々に考えないといけないことだというふうに思うんです。一回このこと

調査してもらえませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 広域連合長、陶山清孝君。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。のんきに考えてるわけではありません。ただ、社会の中では在宅でという流れが大きくある中で、安定的に運営ができなければ、これはやはり同じように介護保険の皆さんで負担しなくちゃいけないと。将来を見た場合というのはそういうことで、今、議員が言われたような、多床室の安くて、非常に安い中で安心してってというのは、確かにフレーズとしてはそうでしょう。私も必要性を全くないとは言いません。ただ、現実に関ある施設をどうやって有効に使うのかということのほうが、人口が減少し高齢者がふえる社会の中で、果たして、今、新たな施設をここでつくるべきかどうかというのは、簡単に決めるべきではないだろうと、こう思っています。そういう意味で、じっくり検討が必要だというぐあいに申し上げたところです。よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で8番、真壁容子君の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わります。

ここで休憩をとります。再開は3時45分にしますので、よろしくお願いいたします。

午後3時33分休憩

午後3時45分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これより討論、採決を行います。

議案第1号、南部箕蚊屋広域連合長期継続契約の締結に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、南部箕蚊屋広域連合長期継続契約の締結に関する条例の制定についてを採決いたします。

議案第1号は、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第2号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第2号は、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第3号、南部箕蚊屋広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、南部箕蚊屋広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止についてを採決いたします。

議案第3号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第4号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 済みませんけど、一般会計ですね。

○議長（秦 伊知郎君） そうです。

○議員（8番 真壁 容子君） 補正予算ですね。

○議長（秦 伊知郎君） 一般会計の補正です。

○議員（8番 真壁 容子君） 申しわけない。

○議長（秦 伊知郎君） じゃあ討論はなしですね。

○議員（8番 真壁 容子君） ございません。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第4号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第5号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 今回の平成30年度の介護保険事業特別会計の補正予算に反対いたします。

反対する理由は、説明資料で上がっています、いわゆる保険者機能強化推進交付金430万4,000円、この金額についてです。きっと賛成討論される議員はお金が入ってくるからいいんじゃないかって言うんですけども、この保険者機能強化推進交付金というのは、説明でもあったように、要はインセンティブの交付金制度を導入して、さまざまな点数を加算して、各市町村、保険者に渡したいという金額ですね。今回は総額190億円をさまざまな計算して、3町村で430万4,000円、内訳は、南部町が188万5,000円、伯耆町が194万6,000円、日吉津村が47万3,000円で、それぞれ広域連合から各町村にこのお金を出していくという内容ですが、説明でもありましたように、この機能強化推進交付金、インセンティブというのは、非常に国が示した基準に沿って、これについて点数制度を加算していった金額を決めていくという内容です。地方自治体の中にこういうふうにインセンティブの方法が入ってくるというのは、これは国の施策を進める側にとって、たくさんお金を出していこうということにはかならんわけですよ。介護保険制度はそもそも保険者がやるもので、内容等についても住民の暮らしや財政と相談しながらやっていくんですけども、特にこのインセンティブは何をするかということ、介護保険法の改正で、この中でさまざまなことで各町村で頑張ってもらいなさいよっていうんですけども、要は高齢者の自立支援、重度化を防いで、狙いは介護保険全体の財源を安く抑えようっていうところあるわけですよ。一番大きな狙いは、要するに、この中でどのように介護が改善されたかっていうことを点数化していくのかということ、これが導入されるときに全国的にも反対の声が起こってきたわけです。

私は、こういうふうに国が190億円使うのであれば、このお金を国からの交付金として国が

そもそも負担する制度に上乗せして、交付金を出してくる制度に変えていくべきやというふうに思っています。どのようにするかというのを一々国に指導される覚えはないと、国はちゃんと国民の介護を守る立場からお金を出してくれたらいいんだということを私は、首長も含めて言っていくべきだというふう考えています。

何回も言いますが、このインセンティブの交付金の算定の方法でわかってきたことは、それが一つだっていうんですけれども、やはり改善をしていくことについて、広域連合についてはいい評価を得たというんですけれども、その改善をすることが、この評価を持っていることが介護者や家族にとってどのような影響を及ぼしていくのか、実際どうなのかっていうことも私は点検していく必要があると思います。お金が来るからといって、このような制度がいいものだということでない、本来国が負担すべきお金をしっかりと負担していく側にこのお金使っていくべきだという点から、反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 反対者の発言がありました。

ここで、賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今、インセンティブの件について反対されましたけど、別に本来ならばインセンティブでお金もらえるっていうのはどうかなと思いますけど、国がせっかくそういうことをやるということはもらえばいいんですけど、中身見ましたら、要はPDCAサイクル、そんなんで地域包括ケアと見えるようにして中身を充実させるような、介護の中身を充実させるようなことをやってねと。それとケアマネジメントの資質の向上、一番大事なのはやっぱりケアマネジメントなんですよ。これに対して、ケアマネジャーに対していろいろなことが、もっと頑張っってねと。それと多職種連携、地域ケア会議の活性、一番大事なことなんですよ、こんなのも一生懸命やってくださいと。それと介護予防。介護予防のほうでは、やっぱりリハビリ等が専門職がどんどん入って頑張れと。これらが本来はきちっと、介護給付の適正化というのは、ケアプランの点検で、余りにも変なのだったらきちっとしましょうよというような中身でして、本来ならば保険者とかが、事業所等がこれについて頑張っってやらにゃいけん内容なんですよ。これを国がそこまで一生懸命、要は格差ができ出たと。国がそういうところで保険者が一生懸命やるところにはインセンティブを与えましょうということの制度でございまして、広域連合で400万から入ってきたっていうのはそれぞれ成果があるし、評価だと思います。本来ならこういうのがなくても事業所としても、また保険者としてもすべきものでございまして、一つも反対する理由はないと私は思って、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号、平成30年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第5号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第6号、平成31年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、景山浩君。

○総務民生常任委員長（景山 浩君） 総務民生常任委員長です。

当委員会に付託されました議案第6号、平成31年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託いたしましたので、質疑はないものとし、これから討論を行います。討論はございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 平成31年度の介護保険の一般会計の予算に反対をいたします。

大きな理由として、2つです。1つは、今回この一般会計の中で出てきますが、軽減総額1,464万6,000円が組み込まれています。これについては軽減していく金額だということなので、私は介護保険料を軽減すること自体は大賛成です。条例には反対してきませんでしたが、これ当初予算ということもあり、広域連合全体の姿勢もただしたいということで、反対の一つに上げています。私は、広域連合ないし保険者、住民の立場に立つ保険者の方々は、介護保険制度の中で保険料が高いと、住民税非課税が高齢者の3分の2を占める中で、保険料が高い、このような声が上がっていく中で、国ですらその声を認めて、軽減措置をとりましようと言っていることに対して、この財源を消費税に求めるから、消費税が通った段階で実施するんだと。あたかもそのことが正論のように言っていますが、国全体の予算考えたら、一方で、膨大な爆買いと言われていた戦闘機とか買っていきわけですね。そのことに対して一言も無駄遣いとか言わずに、社会保障費についたら消費税だけを財源にするというのは全くこれはごまかしであって、本来、憲法の立場に立っても、住民の立場に立っても、社会保障費はきちんと保障すべき内容だというふうに思

うわけです。その中で保険者の方々、いわゆる市町村長たちは、このようなやり方で市町村も振り回すようなことをすべきではないということをしかりと声を上げていってほしいと思うんですよ。本来、国が保険料が高いので負担軽減とりましょうというのであれば、国の責任で財源措置をすべきだと。それを消費税を財源にして、通ったらこういうことをしますっていうようなことはもってのほかだということを、私は首長が、知事会を含めて、市長会、町村会が声を上げて言わなくてはならない内容だというふうに思っています。今からでも遅くないので、これを言ってほしいのと同時に、今回、負担軽減総額を上げるのですから、消費税が増税されなかった場合でも、県と相談して、その負担割合も考えて、これを軽減を行っていくべきだということを指摘しておきます。

2つ目の大きな理由として、広域連合が今後の介護保険の危機だと言われるところに対応できていくのかという問題で、広域連合自体を見直したほうがいいのではないかとということで一般会計予算に反対していくわけです。私は、介護の危機を打開していくというのは、今後、医療や福祉と地域連携、それがなければ課題は解決しないというふうに考えています。今回のインセンティブの中でもわかったように、広域連合の中では地域連携やとにかく地域包括、地域密着、それに関連したことではなかなか点数がとれてこないという状況があるのは、これはもっともな件ではないかと思うんです。各町村の福祉事業とリンクさせていきながらじゃないとできない内容だというふうに思うわけです。今、今後、もう2020年には介護保険が8,000円近くになるのではないかと。このままの状況では介護保険制度成り立たなくなるのではないかとされているときに、医療、福祉、介護、これと連携したやり方をしていくには、私は時間をかけてでも3町村が話し合っ、介護保険のあり方がこのままでいいのか、保険屋さんとして独立させていく方がいいのかどうかということを検討し直す必要があるのではないかとすることを指摘して、反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 平成31年の一般会計当初予算については、賛成の立場から討論させていただきます。

最初に連合長のほうから施政方針の説明がありましたように、広域連合が始まって20年になったと。当初の予算はほとんどが消費税絡みでありまして、今、真壁議員が言われましたように、低所得者に対する条例が可決されました。これに伴う予算でございますし、7期の中間のこともありまして、認知症施策に力を入れるとも言われました。保険者機能強化のためにもインセンテ

ィブな話もされました。そのような内容のある当初予算でございまして、一般会計でございまして、戦闘機を100機だ云々って言われましたが、これとこれと一緒にしてもらったってちょっと話がおかしゅうになるんじゃないかな。こんなのはやっぱり国の安全保障の問題でございまして、それはそっちのほうでしっかり議論していただき、私たちはやっぱり福祉のほうの現場でこれをやらにゃいけないかと私は思っています。

地域連携は大事なことでございます。これは介護保険を活用しながら、また、いろんな制度を活用しながら、地域を連携して地域共生社会を築くのもこの大きなもとになるのが私はこの介護保険制度と思っております、今回の当初予算一般会計でございまして、今見たら低所得者対策に対しての消費税絡みでございまして、これについては賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、平成31年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算を採決いたします。

議案第6号は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第7号、平成31年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長、景山浩君。

○総務民生常任委員長（景山 浩君） 総務民生常任委員長です。

当委員会に付託されました議案第7号、平成31年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託いたしましたので、質疑はないものとし、これから討論を行います。討論はございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、真壁容子君。

○議員（8番 真壁 容子君） 平成31年度の介護保険事業特別会計予算に反対をいたします。

一番大きな理由は、介護保険が1期から7期になるにつれて倍近く上がっていく中で、サービスがふえているのかというと、ふえていく状況ではない。その上に、今後も上がり続けていくという、この介護保険のそのもの大もとの見直しをしなければ、介護保険制度というのは高齢者が維持できなくなっていくのではないかというふうに、非常に懸念をしているわけです。とりわ

けこの介護保険制度は、なかなか低所得者には大変なのではないかというのが、今回の一般質問の中でも、この広域連合の中でも、高齢者の中でも低所得の方々の中で認定率が高い問題とか出てきたわけですよ。これをいわゆる介護量がふえれば保険料にも反映してくるなんてのはもう限界が来ているというのは、この広域連合の中でも出ているのではないかと思うんですよ。先ほども言ったように、65歳以上の3分の2っていうのは非課税世帯なんですよ。その中で、滞納問題も委員会で言ったときに、一概には言えないって言ったんですけども、28年、29年、30年は、軒並み滞納が56、77、113とふえ続けていってるわけですよ。この中で1万5,000円以下の方々の滞納状況もふえてきているわけです。早急に実態つかんで、とりわけ低所得者の保険料軽減、それから利用率を見てもわかるように、利用料の軽減等をしていかなくは、介護保険制度そのものが、いわゆる低所得者からお金を取るけれどもサービス受け取れない状況っていうのがますますひどくなるのではないかというふうに思うわけですよ。

これは大もとには国の制度に一番問題があるというふうに思っています。でも、それをしている保険者も国のせいだと言ってるのではなくて、本来の措置制度のときには、今、65歳以上の広域連合内の方々が払っていく6億3,000万っていうのは払っていなかったわけですよ、年金暮らしの方々が。そこに負担させていくようなやり方の中で、サービスも削られていく状況について言えば、少なくとも防衛策として保険料、利用料の軽減をして、今実際にお金を払ったり使う人たちの負担感をなくしていくこと、それから、連合内の問題を見た場合、やはり特養ホームの待機者問題も、これも深刻だっているというふうに思っています。数字以上に在宅介護の方は悲鳴を上げている。そういうことを考えれば、唯々諾々と国の方針に従って、特養ホームはこれ以上つくりませんかとかそういうのではなくて、現状に即したことに、これは福祉施策とも相まって、やっていく必要があるというふうに考えています。

もう一つには、例えば今上がっているだけでも言えるように、ショートステイが少ない問題は、南部町だけで言えば、介護職員がいなかったからこういう結果になったわけですよ。住民には負担増になるけれども、働いてる人は、介護職の方々は給料が低い。この抜本的な改善なくしては、介護保険制度は成り立たへんと思います。私はそういう声も上げていく意味から、今回は所得状況に応じた高齢者の実態を、利用者の実態を出していただきました。これは大いに住民の財産として、ここから国に対して何が言えるかっていうことを首長も考えてほしいと思うし、議員も考えていかんといけんと思うんですよ。今度は住民の生活実態や今の介護保険見ながら、どこを直していかんといけんかかっていうのを考えていかんといけんと思います。とりわけ特養ホームをつくっていくこと、ショートステイを使いやすくするためには、介護職員をふやすためにはど

うすればいいのか、このことをしっかりと位置づけて、町村と協力していく広域連合にしていかなといけんと思うんですよ。残念ながら、今の広域連合の介護保険の行政というのは、保険屋の段階で終わっているのではないか。これでは決して問題解決できないのではないかっていうふうに考えています。近々には、保険料、利用料の引き下げの策を考えること、低所得対策を考えることを指摘して、反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第7号、特別会計について、賛成の立場から討論させていただきます。

今、真壁議員が一般質問のときに求められた資料、すごく執行部に表敬というか、御苦労さん、よう出されましたなと思いますが、確かに低所得者、第1段階、第2段階の人が利用者が多かった、見ましたら。その中で、やっぱり真壁議員が言われましたように、今回の予算は消費税を充てて、低所得者さんにもっと光を当てるような今回の予算なんです。だけん、そういうことで、国もやっぱりわかってるのかなと思っております。その中で、この消費税がそういう低所得者の保険料軽減に充てる、また今、いみじくも言われました介護職員の件ですが、この消費税も介護職員の処遇改善にもこれが当たるようになってるんです。そういうことで、社会保障のほうに、特にこの福祉のほうに、これが低所得者、また介護職員のほうにも当たる、そのような今回の改正でございまして、真壁議員の言われた、低所得者にもっと割引、今回それ第一弾だと私は思いますし、介護職員の処遇改善も消費税が充てられますので、少しでも還元できればなと私は思っております。

特養ホームの件ですが、確かに国民年金、四、五万でも入れるような施設があれば、こりゃうれしいです。けども、これ、全国でもよくあります。火事になって亡くなられたところが、そういう低所得者が入るような施設がありましたが、あれの運営も大変なんですね。けども、それも何か施策として、これは保険者とまた市町村と連携しながら、知恵を絞らないけん時期もあるのかなとも思ってますし、高齢化率は上がってますけども、高齢者人口が、今、減りつつもあるんです。そのこともよう勘案しながら、こういうこともせないけん。確かに真壁議員言われたように、広域連合の中でも6割以上が低所得者なんです。これらの方が安心してこういうサービスを受けれるように、これからも知恵を出していかないけんのじゃないかなと思ってますし、今回の予算はそれらに光を当てられた予算だと思っておりますので、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、平成31年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

議案第7号は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第18、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、細田栄議員から、閉会中も次期定例会の日程等について十分調査を行う必要があるとの調査の申し出がありましたので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、細田栄議員からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決定しました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました議案は全て議了いたしました。

よって、平成31年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。

これをもちまして平成31年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後4時12分閉会
